

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準
及び共通仕様書の制定について

平成 31 年 4 月 16 日 30 林国経第 130 号
林野庁経営企画課長より各森林管理局計画保全部長・森林整備部長あて
〔最終改正〕令和 8 年 1 月 15 日 7 林国経第 60 号

近年、鳥獣による生態系・農林業等への被害が全国で深刻な状況にあり、有害鳥獣の捕獲対策の強化が一層重要となっている。

しかし、有害鳥獣捕獲や生息状況調査等の事業（以下「有害鳥獣捕獲等事業」という。）に従事する者の高齢化が進む一方、担い手の確保が困難となっていることや事業実施中に多数発生する事故への安全対策が課題となっている。

有害鳥獣捕獲等事業の担い手を確保し、安全に事業を実施していくためには、従事者の育成や安全管理等に必要な費用を反映した適正な価格で事業を発注すること及び事業者に求められる安全管理体制を明確にし、捕獲等現場で実践する必要がある。

このため、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業を委託事業により実施する場合の基準等を下記のとおり定め、本日以降に入札公告又は随意契約に関する公示を行う有害鳥獣捕獲等事業から適用することとしたので、ご了知の上、事業の適切な実施に遺漏なきよう措置されたい。

記

別紙 1 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件

別紙 2 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準

別紙 3 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

附則

本通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本通知は、平成 2 年 12 月 24 日から施行する。

附則

本通知は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本通知は、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。

附則

本通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本通知は、令和7年1月7日から施行し、令和7年4月1日以降に入札公告又は随意契約に関する公示を行う事業から適用する。

附則

本通知は、令和8年1月15日から施行する。

別紙1

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業（以下「本事業」という。）を委託事業により実施する場合の事業者要件を次のように定めたので、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件又は随意契約による募集を行う場合の資格要件に適用されたい。

第1 組織形態等

- 1 本事業の受託者は、法人（複数の法人の連合体を含む。）であること。
ただし、捕獲方法が「わな」による場合であって、かつ、事業規模が小規模な場合（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条7号に定める予定価格が100万円を超えないものとするとき。）は、この限りでない。
- 2 受託者の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 本事業の受託者が、暴力団員等がその事業活動を支配する法人等ではないこと。
なお、「暴力団員等がその事業活動を支配する法人等」とは、例えば、株式会社において株主としてその事業活動を大きく左右することができる立場の者に暴力団員等が含まれる法人をいう。受託者に当該規定に該当しない法人等であることを誓約させるものとする。

第2 本事業の実行体制

受託者は、本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じた必要人数配置し、契約に基づき、一定期間、指定する地域において、安全を確保しつつ組織的に捕獲等に従事する実行体制を有すること。

なお、事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、次の要件を満たすこと。

1 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業が適切に実施されるよう、安全管理体制の確保、捕

獲従事者及び作業従事者に対する研修を実施する責任者として、事業全体を統括し、監督する権限を有する者であり、常勤・非常勤は問わず、受託者の役員（代表者を含む。）又は受託者が雇用する者から1名選任するものとする。

また、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得し、かつ、救急救命講習を受講しており、加えて、環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者又は当該講習と同等の講習を修了し、安全管理及び捕獲等に関する技能・知識を有する者であること。

2 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事し、常勤か非常勤かに関わらず、受託者との間に直接的な雇用関係があること。

また、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得し、かつ、事業計画書提出までに、救急救命講習を受講することが確実であること、及び環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了すること又は当該講習と同等の講習を修了し、安全管理及び捕獲等に関する技能・知識を有することが確実であること。

3 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務的作業に従事し、常勤か非常勤かに関わらず、受託者との間に直接的な雇用関係があること。

第3 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者が、事業計画書提出までに、他人に与えた損害を賠償する損害賠償保険及び自身のケガ等を補償する従事者傷害保険の被保険者となることが確実であること。

1 損害賠償保険

事業管理責任者及び捕獲従事者は、事業計画書提出までに、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約の被保険者となることが確実であること。

保険金額の他損限度額は、銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

2 従事者傷害保険

事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、事業計画書提出までに、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、自身の生命又は身体を害したことによる傷害保険契約の被保険者となることが確実であること。

保険金額は、死亡保険金1千万円以上とする。

第4 安全管理体制に関する基準

受託者は、本事業の安全管理体制として、次の事項を定めた安全管理規程（別記様式1「有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」）を参考

を作成し、発注者に提出できること。

1 安全管理体制に関する事項

本事業の全体を統括・監督する事業管理責任者及び現場に常駐して指揮・監督する現場監督者を選任し、安全管理体制を構築する。

2 連絡体制に関する事項

本事業の実施においては、全ての事業従事者が無線や携帯電話等による双方向の連絡体制を確保し、事業の実施に係る指示や安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

また、「有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図」を作成し、万一事故や災害等が発生した場合は、警察署、消防署、病院等への緊急連絡を行い、傷病者を速やかに病院等に搬送する体制を構築する。

なお、携帯電話が圏外である場合の衛星携帯電話等による連絡体制や捕獲実施日が土日休日に係る場合の連絡体制についても構築する。

3 捕獲現場における安全管理に関する事項

捕獲現場においては、安全な作業を実現するための作業環境の整備、ミーティング等の実施による安全作業及び緊急連絡体制の確認、銃器による捕獲を実施する場合の捕獲場所の選定、捕獲区域の安全管理及び銃器の取扱い上の厳守事項の指導等を徹底する。

4 猟具の定期的な点検及び安全な取扱いに関する事項

獵具（銃、わな）の定期的な点検計画を定め、点検を実施し、獵具について、適切な状態に管理する。

また、捕獲従事者等に対し獵具の安全な取扱いを周知徹底することにより、作業の安全確保に努める。特に、銃器の取扱いについては、脱包の確認、矢先の確認、安土（山、崖、高い土手等のバックストップをいう。）の確保等安全な取扱いを徹底する。

5 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項

銃器による捕獲を実施する場合は、捕獲従事者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）など、銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項について指導する。

また、捕獲従事者は、射撃場における射撃練習を実施するとともに、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号警察庁生活安全局保安課長）によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

6 事業従事者の心身の健康状態把握に関する事項

本事業は、野外活動中に危険を伴い得ること、獵具の使い方を誤ると人等に危害を及ぼし得ること、鳥獣の殺傷により精神的な負担を生じ得ること等から、全

ての事業従事者的心身の健康状態について、健康診断等により把握し、健康状態に問題のある者を従事させないこと。

第5 本事業者としての捕獲等の実績に関する基準

受託者は、過去3年以内に対象とする鳥獣について指定する捕獲方法による捕獲等の実績を有すること。

別記様式 1

有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※<>内は、適当な内容を記載すること。

※事業内容により必要な項目を選択して作成すること。

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、受託者<事業者名>が実施する<事業名>（以下、「本事業」という。）に係る安全管理に関する事項を定め、もって本事業を実施する際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本事業にかかる業務活動に適用する。

2 本事業は、<調査・捕獲等する方法及び対象とする鳥獣>を対象とする。

(本事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針)

第3条 受託者（代表者）は、本事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講ずる。

第二章 安全管理体制に関する事項

(事業管理責任者の選任及び解任)

第4条 受託者（代表者）は、本事業の全体を統括し、監督する権限を有する事業管理責任者を選任し、本事業の実施に係る安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者に対する研修を実施する責任者とする。

2 受託者（代表者）は、事業管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

- ① 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- ② 関係法令等の違反又は本事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが本事業の安全管理の確保に支障を来すおそれがあると認められるとき

(事業管理責任者の責務)

第5条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 本事業に係る安全管理の重要性の認識、関係法令の遵守及び安全管理に関する事項について、全ての事業従事者に対し周知徹底し、遵守させる。
- ② 本規程について、隨時必要な改善を図る。

- ③ 全ての事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、隨時必要な改善を図る。
- ④ 本事業が適正に行われるよう、捕獲現場ごとに、現場に常駐して指揮・監督を行う現場監督者を捕獲従事者の中から指名して配置する等、安全管理を実施するための体制を構築する。
- ⑤ その他の本事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行う。

(捕獲従事者及び作業従事者の責務)

第6条 捕獲従事者及び作業従事者は、関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる安全管理に関する措置に積極的に協力し、事業管理責任者及び現場監督者の指示に従い、本事業に係る安全管理の徹底を図る。

(安全確保のための人員配置)

第7条 本事業の実施においては、捕獲現場ごとに適切な技能及び知識を有する捕獲従事者及び作業従事者を適切な人員を配置し、捕獲等に従事する者が単独で業務に従事してはならない。

- 2 本事業の実施においては、捕獲現場ごとに現場監督者を配置し、安全管理を適確に行う。
- 3 捕獲現場ごとに、救急救命に関する知識を有する現場監督者（捕獲従事者）を配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

第三章 連絡体制に関する事項

(連絡体制)

第8条 受託者（代表者）は、発注者、事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者が無線や携帯電話等による双方向の連絡体制を確保し、事業の実施に係る指示や安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

なお、携帯電話が圏外である場合の衛星携帯電話等による連絡体制や捕獲実施日が土日休日に係る場合の連絡体制についても構築する。

- 2 本事業の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別添「有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図」による。
 - 3 万一事故や災害等が発生した場合は、事業管理責任者及び現場監督者は、警察署、消防署、病院等への緊急連絡を行い、傷病者を速やかに病院等に搬送するとともに、関係機関に対し必要な報告を行う。
- ※ 本事業における基本的な連絡体制図及び指揮命令系統を明確に記載する。

(安全確保のための通信装備)

第9条 本事業の実施にあたっては、全ての事業従事者が、無線や携帯電話等を所持し、双方向通信可能な通信手段を確保する。

- 2 無線の使用にあたっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関

するルールを遵守する。

- 3 無線や携帯電話による通信が確保できない場合は、衛星携帯電話等通信が確保可能な手段により双方向通信を確保する。

第四章 捕獲現場における安全管理に関する事項

(作業環境の整備)

第10条 本事業の実施における安全確保を図るため、現場において次に掲げる措置を講ずることにより、安全な作業環境の形成に努める。

- ① 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ② 作業方法の改善
- ③ 休憩時間の確保（少なくとも〇時間に〇回、〇分を確保すること。）
- ④ 救急用具の携行
- ⑤ 緊急連絡先及び連絡方法の確認

(ミーティングの実施による作業手順・緊急連絡体制の周知等)

第11条 事業管理責任者及び現場監督者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、全ての事業従事者に周知徹底する。

- 2 事業管理責任者及び現場監督者は、捕獲現場ごとに事前調査を実施し、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合は安土（山、崖、高い土手等のバックストップをいう。以下同じ。）の有無及び安全な射撃が可能かどうか、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯電話等の利用の可否、捕獲現場から病院までの搬送経路等について確認する。
- 3 猟犬を使用する場合においては、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。
- 4 毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者によりミーティングを行い、捕獲等に従事する者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。
- 5 每日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。
- 6 每日の業務の終了後、現場監督者は、日報（捕獲従事者・作業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む。）を作成する。

※本事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順に関する考え方を記載する。

(銃器による捕獲場所の選定)

第12条 誘引を行い銃器による捕獲を実施する場所は、背後に安土があり必要以上に銃弾が飛ばない場所を選定する。

また、射撃を行う場所から見通しが効き、他の捕獲場所から銃弾の到達の恐れがないこと等安全に射撃が可能な場所を選定する。

なお、霧、吹雪等により見通しが効かない場合は、直ちに捕獲を中止する。

(銃器による捕獲区域の安全管理)

- 第 13 条 林道入口に案内看板を設置し、銃器による捕獲実施日を事前に周知する。
- 2 捕獲実施前に、事業従事者以外の者がいないことを確認し、林道ゲートを封鎖して立入を禁止し、監視員を配置して事業従事者以外の侵入を防止する。
 - 3 監視員と捕獲班の連絡体制を構築し、事業従事者以外の者の立入が認められた場合は、直ちに捕獲を中止する。

(銃器の取扱い上の厳守事項)

- 第 14 条 事業管理責任者は、捕獲を実施する前に、捕獲従事者に対し、次に掲げる銃器の取扱い上の厳守事項について指導する。

- ① 銃口を人に向けない。
- ② 発砲する時以外、引鉄に指をかけてはならない。
- ③ 射撃方向の左右 90 度に射撃線を想定し、その線の前方に人がいたら発砲してはならない。
- ④ 矢先を確認する。人畜、建物、車両、船など危害の生ずる恐れがある方向には発砲しない。矢先を確かめ、安全と捕獲の自信が無ければ発砲しない。
- ⑤ 発砲の必要性の起こる直前まで装てんしない。射撃以外の時は確実に脱包を励行する。
- ⑥ 銃器で他人や自分に危険を及ぼしてはならない。他人の財産に損害を与えてはならない。
- ⑦ 銃器や実包を他人に貸与したりしてはならない。また、他人の銃器に無断で手を触れてはならない。
- ⑧ 銃器の運搬中はカバーをかけ、他の人に危険感や嫌悪感を与えてはならない。
- ⑨ 安全・確実に撃ち取る自信の無い獲物には発砲を見合わせ、撃ち取った獲物や半矢の獲物は必ず手中に収めるよう努めること。
- ⑩ 銃器の操作に習熟すること。
- ⑪ 使用前に銃器を点検し、常に機能の健全な銃器を使用すること。年に一度は銃器の専門技術者の点検を受けて整備し、点検が行われていない銃は使用しないこと。
- ⑫ 正常に発射する適正実包を使用する。銃器に適合し、かつ、品質の劣化していない適正な装弾を使用する。
- ⑬ 引鉄を引いても発射されない場合、不発又は遅発の処理について適正に行う。
- ⑭ 蔵の中を通過するときは、脱包する。
- ⑮ 実包を装てんした銃器は、銃口を上方、人のいない方向、または射撃方向に向けて保持する。
- ⑯ 実包の装てんや機関部の閉鎖は、銃口を柔らかい地面に向けて行う。
- ⑰ ライフル実包やスラッグ実包で射撃する場合は、銃弾が必要以上に遠くまで飛ばないように、安土があることを確認すること。
- ⑱ 水平撃ちは行わないこと。

- ⑯ 銃口部に雪や木の葉などが入った場合は、分解して異物を確実に取り除くこと。
- ⑰ 休憩時は、銃を木などに立てかけず、平坦な地面に直接横たえること。
- ⑱ 歩きにくい場所を通過するときなど、銃器を他の従事者に持つてもらう必要が生じた時は、必ず脱包し、銃床を相手側、銃口を手前にして渡すこと。
- ⑲ 銃器を持ったまま、段差や溝を飛び越える時は、必ず脱包すること。
- ⑳ 跳弾を避けるため、氷の面、堅い地面、岩など硬いものに向かって発砲してはならない。
- ㉑ 本事業への従事者全てが、安全に銃器を操作するよう心がける。
- ㉒ 酒気を帯びて銃器を手にしない。疲労を感じたら中止する。
- ㉓ 危険な取扱いをしている従事者には、注意する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

(わなの定期的な点検)

第15条 事業管理責任者は、全ての事業従事者に対し、わなの使用前に＜点検項目＞を指示して点検を実施させるとともに、使用後に＜点検項目＞について点検を実施させ、わなを正常に機能する状態に管理し、安全捕獲に努める。

※ わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

(わなの安全な取扱い)

第16条 わなは、＜種類・仕様等＞を満たすものを使用する。

- 2 わなの設置にあたっては、事故が起こらないよう適切な設置場所を選択する。
また、一般の入林者や森林内で作業する者に対し、付近一帯にわなを設置していくことを知らせるための注意標識を設置する。
- 3 安全確保の観点から、＜採用しない捕獲方法の種類＞は行わない。
- 4 捕獲従事者に対し、わなについての安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。
- 5 わなを設置した際には、1日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは捕獲従事者及び作業従事者2人（うち1名は捕獲従事者）以上で行う。
- 6 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにするか、撤去する。
- 7 止めさしは、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として＜採用する止めさし方法の種類＞を行う。
- 8 安全の確保の観点から、＜採用しない止めさし方法の種類＞は行わない。
- 9 捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して＜採用する放獣方法の種類＞により行う。

※ わな・網の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

(銃器の定期的な点検)

第17条 捕獲従事者は、銃器を使用する前に＜点検項目＞を実施し、使用後は、清掃を確実に行う。

また、〇か月に一度、定期的に＜点検項目＞について点検を実施する。

※ 銃器の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）について記載する。

（銃器の安全な取扱い）

第18条 銃器及び実包については、＜種類等＞を満たすものを使用する。

2 捕獲従事者は、実包を管理するための帳簿を備え、当該銃砲に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は、廃棄したときは、これに所定の事項を記載し管理する。

3 安全の確保の観点から、＜採用しない捕獲方法の種類＞は行わない。

4 作業開始前のミーティングにおいて、捕獲従事者に対し、銃器については、脱包の確認、矢先の確認、安土の確保等安全な取扱いを周知徹底する。

※ 銃器の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項を記載する。

第六章 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項

（銃器による事故防止のための指導）

第19条 事業管理責任者は、銃器を使用する捕獲従事者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び火薬類取締法など、銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項（第11条）等について指導する。

※ 銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項等について、捕獲従事者に対する指導方法等を記載する。

（射撃練習）

第20条 銃器を使用する捕獲従事者は、射撃場における射撃練習を1年間に2回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実に行うこと。

2 射撃場における射撃においては、＜訓練項目（射手別）＞について訓練を行う。

※ 射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載する。全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上（適切な回数）実施するよう規定する。

（ライフル銃の保管・管理の状況の確認）

第21条 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号警察庁生活安全局保安課長）によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

2 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、
○月に○回、保管状況を報告させる。

※ 捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合に、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載する。

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第22条 全ての事業従事者について、1年に1回の医師による健康診断を実施し、心身の健康状態を把握する。

2 本事業は、野外活動を伴うこと、取扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る獵具を使用すること、鳥獣の殺傷を伴うことから、捕獲等に従事する者に精神的な負担がかかる作業であることを踏まえ、健康相談を実施し、心身の健康状態を把握する。

3 経験年数が短い従事者や高齢の従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。

4 心身の健康状態が不良な者については、本事業に従事させない。

5 全ての事業従事者の心身を健康に保つため、健康相談、健康教育、その他必要な措置を講ずる。

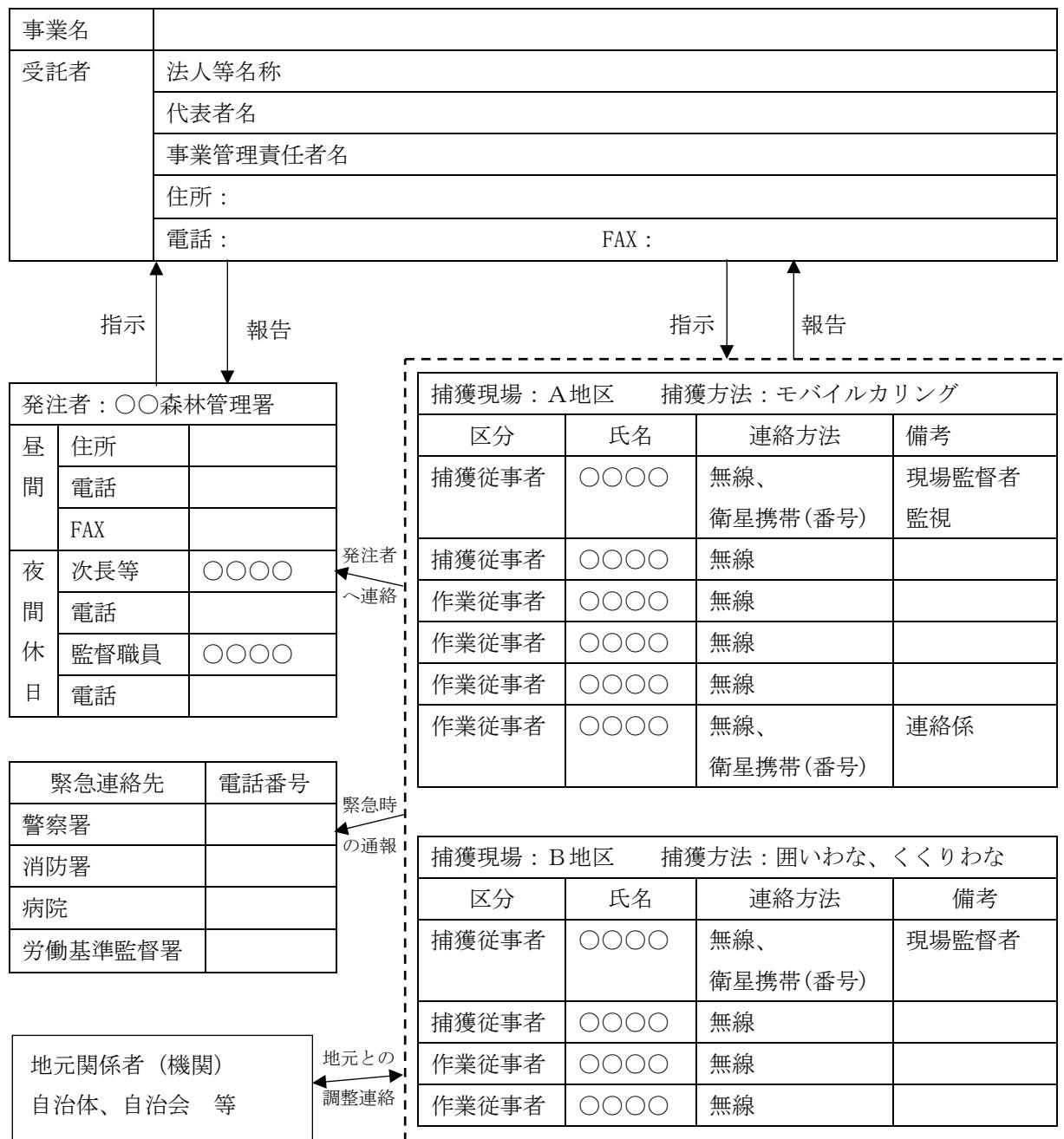
※ 鳥獣の捕獲等に従事する者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握する頻度及び方法について記載する。鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い従事者や高齢の従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努める。

(適性の確認)

第23条 鳥獣の捕獲等に必要な適性を有することを確認するため、1年に1回、従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

※ 狩猟免許更新時の適性試験の免除を受ける際には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第52条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を確認する方法や実施内容について規定する。

別添 有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図



- ※ 1 業務内容にあわせ適宜必要な変更をして利用すること。
- ※ 2 適用する捕獲方法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図とすること。
- ※ 3 連絡体制図には、発注者、法人等の代表者、事業管理責任者、現場監督者、捕獲従事者、作業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示すこと。
- ※ 4 緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院、労働基準監督署等への連絡方法、万一事故が発生した場合の被害者の搬送方法等を記載すること。
- ※ 5 捕獲等の実施が土日休日の場合の連絡体制についても具体的に記載すること。

別紙2

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準

第1章 積算基準

第1 総則

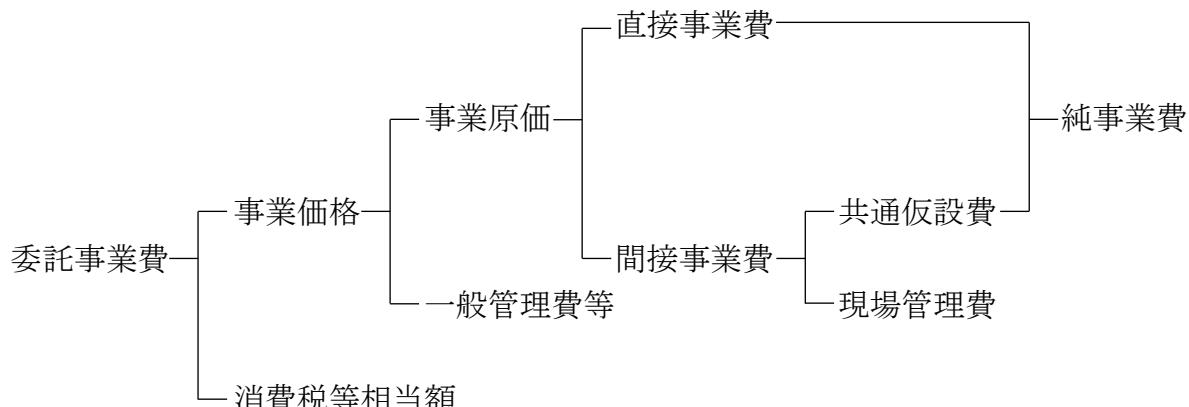
1－1 適用範囲

本積算基準は、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業（有害鳥獣の捕獲や生息状況調査等の事業）を委託契約に付する場合における事業費の積算に適用する。

ただし、捕獲等事業を著しく特殊な条件で実施する場合等、本積算基準により積算することが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。なお、適用除外とする場合においても、本積算基準に定める間接事業費や一般管理費等を適切に計上し積算すること。

1－2 委託事業費の構成

委託事業費の構成は、次のとおりとする。



1－3 委託事業費の積算

有害鳥獣捕獲等事業の委託事業費は、事業の目的を達成するために直接必要な事業実行に係る費用であり、事業対象地区又は委託契約ごとに積算するものとし、その内訳は、直接事業費、間接事業費及び一般管理費等並びに消費税等相当額とする。

第2 直接事業費

直接事業費は、事業に直接必要な労務費、材料費及び直接経費（機械経費等）とし、その内容は、次のとおりとする。

2－1 労務費

労務費は、事業を実施するために必要な労務の費用とし、その算定は所要人員に

労務単価を乗じて算定する。

2－1－1 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び事業規模を考慮して事業ごとに査定するが、第2章「標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料等により算定する。

2－1－2 労務単価

労務単価は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、第2章第2「従事者単価」によるほか、地域の実情に即した賃金を採用するものとする。

地域の実情に即した賃金を採用する場合は、作業内容、作業場所、作業に従事する期間、見積りの有効期限等の条件を必ず提示して見積りを徴収し決定するものとする。

なお、見積りは原則として3者以上から徴収する。

特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

2－2 材料費

材料費は、事業を実施するために必要な餌、わな等に要する費用とし、その算定は、数量に価格を乗じて算定する。

2－2－1 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び作業中の損失量を実状に即して加算するものとする。

2－2－2 価格

価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格（設計単価）は、見積りや物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び運賃の合計額とする。

見積りは、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積りの有効期限等の条件を必ず提示し、原則として3者以上から徴収する。

積算に用いる単価等は、異常値を除いた価格の平均とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

なお、これにより難い場合には、別に定めることができるものとする。

2－3 直接経費

直接経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、その内容は次のとおりとする。

2－3－1 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣する技術者等に要する費用の合計額とする。

2－3－2 機械経費

機械経費は、事業を実施するために直接必要な機械の使用に要する経費（労務費及び材料費を除く。）とし、その算定は別に定める「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」及び第2章「標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料等により算定する。

第3 間接事業費

間接事業費は、直接事業費以外の事業費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分する。それぞれの構成する費用について積算するものとし、その内容は、次のとおりとする。

3－1 共通仮設費

共通仮設費は、事業の実施にあたり、間接的に係る経費であり、その算定方法及び内容は次のとおりとする。

3－1－1 算定方法

共通仮設費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、率計算による部分の算定は、対象額に共通仮設費率を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

$$\text{共通仮設費 (率分)} = \text{対象額} \times \text{共通仮設費率}$$

$$\text{対象額} = \text{直接事業費}$$

(1) 対象額が 600 万円以下の場合

共通仮設費率	5.40%
--------	-------

(2) 対象額が 600 万円を超える場合

$$\text{共通仮設費率} = A \times (\text{対象額})^b$$

$$\text{ただし、A : 変数値} = 24.0$$

$$b : \text{変数値} = -0.0956$$

- ・ 小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(注) ヘリコプターの飛行経費は対象額に含めない。

3－1－2 共通仮設費の項目及び内容

1 運搬費

運搬費は、事業の実施に必要な機械、資機材、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 運搬費として計上して積算する費用

① 機械及び資機材の搬入及び搬出に要する費用

- ② 機械の自走による運搬に要する費用
 - ③ 機械及び資機材の日々回送（分解、組立、輸送）に要する費用
 - ④ 機械及び資機材の現場内小運搬に要する費用
 - ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、事業を実施するために必要な機械及び資機材の運搬等に要する費用（ヘリコプターによる空輸費等）
- (2) 共通仮設費率に含まれる費用
- (1) の①～④
- (3) 積上げ計上する費用
- (1) の⑤

2 準備費

準備費は、事業の実施に必要な準備及び後片付け、わな等の維持・補修、簡易な現地調査、除草、整地等に要する費用の内、直接事業費に含まれない費用であり、内容は次のとおりとする。

- (1) 準備費として計上して積算する費用
- ① 事業着手時の準備費用
 - ② 事業期間中における準備及び後片付けに要する費用
 - ③ 事業期間中におけるわな等の維持・補修に必要な機械及び材料費
 - ④ 事業完了時の後片付け費用
 - ⑤ 事業期間中の簡易な現地調査（餌付、自動撮影カメラ等による小規模な確認調査を含むわなの設置場所の確認、銃猟実施場所の確認等）に要する費用
 - ⑥ 関係機関等との連絡調整
 - ⑦ 事業の実施にあたり必要となる除草、整地及び小規模な伐開、除根等に要する費用
 - ⑧ 事業の実施に必要な測量・設計に要する費用
- (2) 共通仮設費率に含まれる費用
- (1) の①～⑧
- (3) 積上げ計上する費用
- (1) の①～⑧以外で必要な費用

ただし、以下の①、②の費用は共通仮設費に積上げ計上するのではなく、直接事業費へ必要な費用を計上する。

- ① 個体処理を実施する際に必要となる事業区域外の運搬費・処分費等
- ② 個体処理を集合埋設（第2章第3の1の(4)④個体処理を参照）にて実施する際に必要となる埋設穴の掘削作業に必要となる費用

3 役務費

役務費は、土地の借上げ及び電力、用水、ガスの基本料金等に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

- (1) 役務費として計上して積算する費用
- ① 土地の借上げ及び軽微な補償（立木の補償等）に要する費用
 - ② 事業の実施や倉庫及び材料保管庫等に必要な電力、電池、用水、ガス等の費用（基本料金及び使用料等）

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

- (1) の①～②

4 技術管理費

技術管理費は、捕獲等事業の実施に係る管理、工程管理、鳥獣の情報記録及びそれらの資料作成に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 技術管理費として計上して積算する費用

- ① 捕獲等事業の実施に係る管理のための写真管理、資料作成等に要する費用
- ② 事業の進捗状況を管理するための資料作成等に要する費用
- ③ 鳥獣の個体情報、生息状況等の調査票作成に要する費用のうち、直接事業費に含まれない費用
- ④ 事業管理で使用するOA機器の費用
- ⑤ 捕獲業務の報告書作成に要する費用

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

- (1) の①～⑤

(3) 積上げ計上する費用

- (1) の①～⑤以外で必要な費用

ただし、調査事業（3－1－2の2の(1)⑤事業期間中の簡易な現地調査に係る資料取りまとめ及び報告書の作成に要する費用を除く。）に係る調査、分析、検討内容等を取りまとめた報告書の作成に要する費用は、共通仮設費に積上げ計上するのではなく、直接事業費へ必要な費用を計上する。

5 営繕費

営繕費は、倉庫及び材料保管庫等、労働者の輸送及び事業の監督に必要な車両に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 営繕費として計上して積算する費用

- ① 倉庫、材料保管庫及び火工品庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ② 上記に係る土地・建物の借上げに要する費用
- ③ 労働者の輸送に要する費用
- ④ 事業の監督に必要な車両に要する費用

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

- (1) の①～④

6 安全費

安全費は、事業の実施に必要な安全対策（交通管理、安全施設、安全管理）に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 安全費として計上して積算する費用

- ① 事業区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- ② 標示板、標識、保安燈、照明等の安全施設類の設置・撤去及び補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ③ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
- ④ 薬剤を取り扱う作業の防護に要する費用

- ⑤ 蜂等の防護に要する費用
- ⑥ 安全用品等の費用
- ⑦ 安全に係る打合せ等に要する費用
- (2) 共通仮設費率に含まれる費用
 - (1) の①～⑦
- (3) 積上げ計上する費用
 - (1) の①～⑦以外で必要な費用

ただし、以下の①、②の費用は、共通仮設費に積上げ計上するのではなく、直接事業費へ必要な費用を計上する。

 - ① 林道等のゲート、防護柵の設置・撤去、補修に要する費用、及び使用期間中の使用料
 - ② 事業の実施にあたり必要となる監視及び交通誘導等に要する誘導員の費用

3－2 現場管理費

現場管理費は、事業の実施にあたり、事業を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、その算定方法及び内容は次のとおりとする。

3－2－1 算定方法

現場管理費の算定は、純事業費に現場管理費率を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

$$\text{現場管理費} = \text{純事業費} \times \text{現場管理費率}$$

$$\text{純事業費} = \text{直接事業費} + \text{共通仮設費}$$

現場管理費率	34.0%
--------	-------

(注) ヘリコプターの飛行経費は純事業費に含めない。

3－2－2 現場管理費の項目及び内容

1 労務管理費

労務管理費は、現場従事者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接事業費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

2 安全訓練等に要する費用

現場従事者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等（救急救命講習、認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習・技能知識講習又は同等の講習、射撃練習、銃器の保管及び猟具の定期的な点検等）に要する費用

3 租税公課及び手数料

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課。銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃の所持許可及び

講習等に係る手数料、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条に基づく譲渡又は譲受の許可及び第25条に基づく消費の許可に係る手数料、その他事業の実施に必要な許可申請等に要する費用。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

4 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、損害賠償保険、従事者傷害保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

5 従業員給与手当

現場従業員（現場従事者を管理・監督する者、その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で純事業費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

6 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

7 法定福利費

現場従業員及び現場従事者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに退職金共済制度に基づく事業主負担額

8 福利厚生費

現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

9 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

10 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

11 外注経費

事業を専門業者等に外注する場合に必要となる専門業者等の一般管理費相当額。
なお、錯誤捕獲時に必要となる費用は含まれていないため別途計上する。

12 雑費

1～11に属さない諸費

第4 一般管理費等及び消費税等相当額

4-1 一般管理費等

一般管理費等は、事業の実施にあたる法人（複数の法人の連合体を含む。）の継続運営に必要な一般管理費及び付加利益の額の合計額であり、その算定方法及び内容は次のとおりとする。

ただし、法人（複数の法人の連合体を含む。）以外の者に委託する場合、一般管理費等については算入しないものとする。

4-1-1 算定方法

一般管理費等の算定は、事業原価に一般管理費等率を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

$$\text{一般管理費等} = \text{事業原価} \times \text{一般管理費等率}$$

$$\text{事業原価} = \text{純事業費} + \text{現場管理費}$$

(1) 事業原価が 500 万円以下の場合

一般管理費等率	23.57%
---------	--------

(2) 事業原価が 500 万円を超える場合

$$\text{一般管理費等率} = -4.97802 \times \log \text{事業原価} + 56.92101$$

- ・ 小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(注) ヘリコプターの飛行経費は事業原価に含めない。

4-1-2 一般管理費等の項目及び内容

1 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）

2 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

3 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

4 法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

5 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娛樂、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

6 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

7 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

8 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

9 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用

10 調査研究費

技術研究、開発等の費用

11 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用

12 寄付金

寄付に用いた金額

- 13 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- 14 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- 15 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- 16 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- 17 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- 18 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- 19 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- 20 雑費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等、諸団体会費等の費用
- 21 付加利益
付加利益は次の費用とする。
 - ① 法人税、都道府県民税、市町村民税等
 - ② 株主配当金
 - ③ 役員賞与（損金算入分を除く）
 - ④ 内部留保金
 - ⑤ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

4－2 消費税等相当額

消費税相当額は、事業価格に係る消費税及び地方消費税相当分を計上して積算するものとし、事業原価に係る各項目の積算に使用する資機材等の価格等には、消費税等相当分を含まないものとする。

第5 設計変更の積算

委託事業費の変更は、予定価格積算をもとに、次式により算出する。

[算定式]

$$\text{事業価格} \times (\text{落札率} \times \frac{\text{直前の委託額}}{\text{直前の官積算額}})$$

$$\text{変更委託事業費} = \text{事業価格} + \text{消費税等相当額}$$

(注) 1. 変更官積算事業価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

2. 直前の委託額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

第6 積算の単位

- 1 直接事業費（各作業種の金額及び材料費等の合計額）は、千円未満切り捨てとする。
- 2 共通仮設費は、千円未満切り捨てとする。
- 3 現場管理費は、千円未満切り捨てとする。
- 4 一般管理費等は、千円未満切り捨てとする。
- 5 事業価格は、千円未満切り捨てとする。
- 6 消費税は、円単位とする。
- 7 委託事業費は、円単位とする。

第2章 標準歩掛

第1 留意事項

- 1 この歩掛は、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業（シカの捕獲事業や生息状況調査等）にて汎用的に実施される作業について実態調査等を行い、標準的な作業が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の作業ごとに設定したものである。
- 2 この歩掛は、事業の予定価格を算出するための基礎資料とするものであり、実際の作業における方法や使用機械を規定するものではない。
- 3 この歩掛により難い場合、又はこの歩掛に掲載されていないものについては、他の類似の事業の歩掛等を勘案し、その根拠を明らかにして適正な歩掛を用いることができる。
- 4 労務単価は、第2「従事者単価」によるほか、地域の実情に即した賃金を採用するものとする。
ただし、同一流域内における直近3か年の契約物件において、落札額が予定価格の10分の6を下回ることが1度でもあった場合は、従事者単価によらず、地域の実情に即した賃金を採用するものとする。
- 5 この歩掛は、標準状態の歩掛を示したものであり、気象その他の現場条件によって、以下に示す補正を行うことができる。
 - (1) 冬期補正
積雪寒冷地での事業の場合は、10%の範囲内で歩掛を補正することができる。
 - ① 対象とする事業
冬期補正の対象とする事業は、積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指

定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域）の屋外事業で、10月1日以降に発注する事業とし、かつ、以下に該当しない事業とする。

(ア) 10月31日までに終了する事業

(イ) その他、冬期条件による損失が認められない事業

② 冬期補正係数

冬期補正是、歩掛に次式により算定した冬期補正係数（ K_1 ）を乗じて行うものとする。

$$K_1 = 1 + k_1$$

k_1 = 各森林管理局が公表する冬期歩掛補正率（%）／100

k_1 : 冬期割増係数（小数第3位四捨五入）

（注） k_1 は上限を0.1とする。

③ 補正上の留意事項

(ア) 補正是、屋外事業となる事業内容に積算される歩掛のみを対象とする。

(イ) 設計変更等により事業期間の変更が生じた場合の冬期補正是、原則として当初発注の係数により行うものとする。

(ウ) 労務単価に公共工事設計労務単価の運転手（特殊・一般）を用いる歩掛は、補正対象としないものとする。

(2) 通勤補正

地理的条件により、現場までの通勤に相当の時間を要する場合は、その時間に対応して20%の範囲内で歩掛を補正することができる。

① 対象とする事業

通勤補正の対象とする事業は、最寄りの地元市町村役場（支所等を含む）から現場（事業の実施区域に任意に設定した集散場所等）までの通勤に往復90分以上を要する箇所の事業とする。

② 通勤所要時間

通勤所要時間は、通常の通勤経路の所要時間とし、通勤距離を標準速度で除して算出するものとする。

③ 通勤補正係数

通勤補正是、歩掛に次式により算定した通勤補正係数（ K_2 ）を乗じて行うものとする。

$$K_2 = 1 + k_2$$

$$k_2 = t / 480$$

k_2 : 通勤割増係数（小数第3位四捨五入）

t : 90分を超える通勤時間（分）

（注） k_2 は上限を0.2とする。

(3) 複数の補正

複数の補正を適用する場合は、20%の範囲内で歩掛を補正することができる。

① 補正係数

個々の歩掛に複数の補正を適用する場合の補正は、歩掛に次式により算定した補正係数（K）を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + k_1 + k_2$$

K : 補正係数（小数第3位四捨五入）

(注) Kは上限を1.2とすることから、 $k_1 + k_2$ が0.2を超える場合、 k_2 の値は $0.2 - k_1$ により算定される値（ k_2' ）とする。

② 補正上の留意事項

(ア) (1)及び(2)の適用範囲や留意事項に基づき、個々の歩掛に対し複数の補正が適用されるか否かの判断を行うものとする。

(イ) 冬期補正は行われず通勤補正のみが行われる歩掛の通勤割増係数は、冬期補正と通勤補正が行われる歩掛と同様の通勤割増係数（ k_2' ）とする。

6 歩掛を計算により算出する場合、計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第2位までとし、小数第3位以下を四捨五入する。

7 単価表の各構成要素の数量（歩掛）×単価=金額は、円未満は切り捨て、円単位とする。また、諸雑費率がある歩掛についても諸雑費率×金額は、円未満は切り捨て、円単位とする。

第2 従事者単価

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の委託事業費算定に用いる労務単価の職種及び定義は以下のとおりとする。

職種	定義
従事者 A	<p>事業が適切に実施されるよう、事業の実施に係る安全管理体制の確保や、従事者に対する研修を実施する責任者として、事業全体を総括し、監督する権限を有する者。</p> <p>捕獲事業においては、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理及び技能に関する高度な知識を有し、捕獲の実施及び指導に関する業務を行う。</p> <p>調査事業においては、複数の調査業務を統括し、高度で複合的な捕獲手法の提案、指導、統括する能力を有する者。</p>
従事者 B	<p>捕獲事業においては、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理及び技能に関する高度な知識を有し、銃、わなを用いて捕獲に従事する者。</p> <p>調査事業においては、複数の調査業務に従事し、従事者 A の指示のもと調査の実施及び取りまとめを行い、手法を検討、提案する能力を有する者。</p>
従事者 C	捕獲事業においては、車両の運転、記録、連絡、わなの見

	回り、給餌、捕獲個体の搬出等、捕獲等に付随する補助作業及び事務的作業に従事する者。 調査事業においては、調査の実施、データの入力や取りまとめ等の補助を行う者。
--	--

なお、上記職種の単価は、最新の「公共工事設計労務単価」を準用することとし、職種の対応は、以下のとおりとする。

各職種の単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

職種	準用職種
従事者A	土木一般世話役
従事者B	特殊作業員
従事者C	普通作業員

第3 捕獲事業標準歩掛

1 わなによる捕獲

(1) 適用範囲

本歩掛は、わな猟におけるわな（くくりわな、中型囲いわな、小型囲いわな、箱わな）の設置、見回り・給餌、個体処理等の作業に適用する。

(2) 本歩掛で対応する作業

本歩掛で対応する作業は、下表のとおりとする。

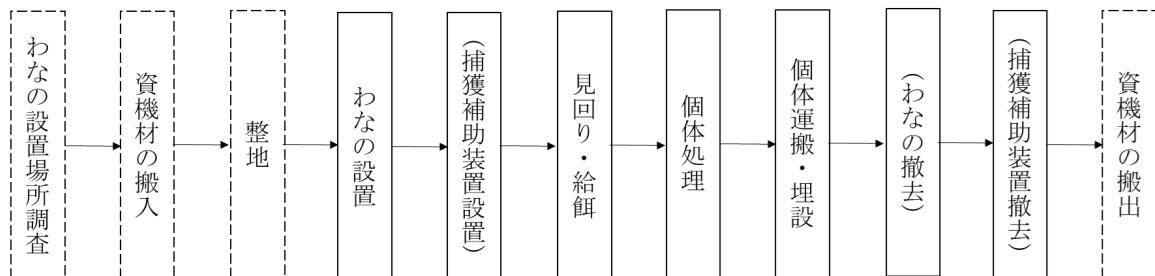
なお、下表に記載がない作業については、適切にその費用を計上すること。

No	工程	作業	作業内容	直接 事業費	間接 事業費	参考歩掛
1	計画 準備	関係者調整等	事業の実施に当り、事業計画書等の作成や、関係機関や地元所有者と協議・調整を行う。		○	
2	現地 調査	わなの設置場所調査	わなを適切に設置できる場所を選定する。		○	
3	準備	資機材の準備	わな等の資機材について、必要数量を準備し、現地に運搬・設置できる体制、機械等を準備する。		○	
4		資機材の運搬	わな等の資機材を設置場所まで運搬する。		○	
5		注意看板等の設置	立入禁止看板や標識を設置する。		○	
6		わなの設置	わなを設置する。	○		1の(4) ①-1~4
7		捕獲補助装置の設置	わなに付帯して捕獲作業を補助する捕獲補助装置を設置する。	○		1の(4) ②-1~2
8	見回り	見回り	捕獲の有無やわな周辺の足跡変化等を確認する。	○		1の(4) ③
9		給餌	餌を撒き、餌の食べ方等を確認する。	○		

10		補修	わなに不具合があれば補修する。	○		
11		日報作成	誘引・捕獲状況の日報を作成する。		○	
12	個体処理	保定	捕獲した鳥獣の動きを制限する。	○		1の(4) ④-1~3
13		止めさし	銃、電気、刃物等を用いて止めさしする。	○		
14		個体運搬	人力及び車両等により個体を運搬する。	○		
15		個体埋設	個体を林内に埋設する。	○		
16		施設処理	個体を焼却施設等で処理する。	○		1の(4) ④-4~5
17		日報作成	捕獲個体記録、錯誤捕獲等の記録票を作成する。		○	
18	片付け	わなの撤去	わなを撤去する。	○		1の(4) ①-1~4
19		捕獲補助装置の撤去	わなに付帯して捕獲作業を補助する捕獲補助装置を撤去する。	○		1の(4) ②-1~2
20		資機材の運搬・片付け	資機材の片付けを行う。		○	

(3) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2. わなの撤去、捕獲補助装置の設置及び撤去は、必要に応じて計上する。

(4) 作業歩掛

① わな設置

①-1 くくりわな設置

(10 基当たり)

名 称	規格	単位	数 量			摘 要
			易	中	難	
従事者 B (特殊作業員)		人	0.10	0.31	0.52	
従事者 C (普通作業員)		人	0.10	0.31	0.52	
諸 雜 費 率		%	1			

(注) 1. 本歩掛は、くくりわなを対象とし、足用・首用などの種類、形状に関わ

らず適用できる。

2. 本歩掛は、わなの設置時間に対応した歩掛を使用するものとし、設置時間は、当該現地又は近傍類似の事例等を参考にする方法や、現地で試験的にわなを設置して時間を計測する方法など、適切な方法により決定するものとする。
 - ・<易>設置が比較的容易な場所の1基当たり設置時間：5分
 - ・<中>標準的な場所の1基当たり設置時間：15分
 - ・<難>設置が比較的困難な場所の1基当たり設置時間：25分
3. 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による100m以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。
5. 撤去歩掛は、わなの設置時間に関わらず0.10人/10基（1基当たり撤去時間：5分）とし、必要な場合に計上する。
6. 受注者がわなを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-2 中型囲いわな設置

(周長10m当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B(特殊作業員)		人	0.23	
従事者C(普通作業員)		人	0.23	
諸 雜 費 率		%	3	

- (注) 1. 本歩掛は、設置箇所で組立てるパネル式の囲いわなを対象とする。
2. 諸雑費は、スコップ、鍬、ハンマー、レンチ、脚立、メジャー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による100m以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。
 4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く。）の50%とし、必要な場合に計上する。
 5. 受注者がわなを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-3 小型囲いわな設置

(10基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B(特殊作業員)		人	0.42	

従事者 C (普通作業員)		人	0.42	
諸 雜 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛は、設置箇所で組立てる小型（幅 1.5m × 奥行 2.5m × 高さ 1.5m 程度まで）の囲いわなを対象とする。
2. 諸雑費は、ハンマー、レンチ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100m 以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。
4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く）の 50% とし、必要な場合に計上する。
5. 受注者がわなを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-4 箱わな設置

本歩掛は、設置箇所で組立てる箱わなを対象とし、1 の(4)の①-3「小型囲いわな設置」に準じる。

② 捕獲補助装置設置

捕獲補助装置とは、わなに付帯して捕獲作業を補助する装置を指す。

②-1 通知装置設置

通知装置とは、簡易無線通信を活用し、子機がわなの捕獲作動を感じし、中継機や親機を経由して従事者の携帯電話等に通知する装置を指す。

(10 基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			子機	親機 中継機	
従事者 B (特殊作業員)		人	0.21	0.63	
従事者 C (普通作業員)		人	0.21	0.63	
諸 雜 費 率		%	1	1	

- (注) 1. 本歩掛は通知装置（子機、親機、中継機）の設置に適用する。
2. 諸雑費は、脚立、レンチ、ドライバー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100m 以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費、電池の費用は計上しない。
4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く。）の 50% とし、必要な場合に計上する。

5. 受注者が装置を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

②-2 自動捕獲装置設置

自動捕獲装置とは、囲いわな等のゲート（誘引扉）を操作する装置であり、センサ、ソーラーパネル、コントローラ、ゲート（誘引扉）操作装置等の複数の機材で構成される装置を指す。

(10 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B（特殊作業員）		人	1.5	
従事者 C（普通作業員）		人	1.5	
諸 雜 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛における単位の式とは複数機器で構成されるシステム全体を指し、囲いわなのゲート（誘引扉）が2箇所あり、それぞれに自動捕獲装置を設置する場合は2として計上する。
2. 諸雑費は、脚立、レンチ、ドライバー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人による100m以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費、電池の費用は計上しない。
4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く。）の50%とし、必要な場合に計上する。
5. 受注者が装置を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

③ 見回り・給餌

(1 回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B（特殊作業員）		人	A	Aは0.5単位で切り上げ
従事者 C（普通作業員）		人	A	
機 械 運 転	中小型トラック	時間	G	ガソリンエンジン駆動 750kg
諸 雜 費 率		%	1	

中小型 トラック 運転単価表

(1 時間当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機械経費算定要領による
機 械 損 料		h	1	

- (注) 1. 本歩掛は、林道等から 100m 以内のわなや給餌箇所等に対する、見回り・給餌作業、わな等の維持補修を対象とし、給餌の有無に関わらず適用できる。
2. 諸雑費は、バケツ、ビニールシート等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3. 機械運転経費は計上するが、運転労務費は計上しない。なお、上表により難い場合は、現場条件等を考慮して機械の種類や規格を変更できる。
4. 受注者が餌を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給する場合、材料費は計上しない。

ア 数量 A (労務歩掛) 及び G (機械運転歩掛) の算出方法

A : 見回り・給餌 1 回当り労務歩掛 A=B/8 B=C×D C=E+F E=G/D	G : 見回り・給餌 1 箇所当り機械運転歩掛 G=2×H/I
--	------------------------------------

- A : 見回り・給餌 1 回当り労務歩掛 (人／回)
- B : 見回り・給餌 1 回当り所要時間 (h／回)
- C : 見回り・給餌 1 箇所当り所要時間 (h／箇所)
- D : 見回り・給餌箇所数 (箇所)
- E : 見回り・給餌 1 箇所当り林道等走行時間 (h／箇所)
- F : 見回り・給餌時間 くくりわな 0.08 h／箇所
くくりわな以外 0.25 h／箇所
- G : 見回り・給餌 1 回当り機械運転歩掛 (車両による林道等走行時間) (h)
- H : 車両による林道等走行距離 (片道) (km)
- I : 走行速度 15 km/h を標準とする

イ 餌の数量及び給餌回数は実状に応じ計上する。

【参考数量】

- ・くくりわな、小型囲いわな、箱わな、銃猟向けの給餌量は、1.5 kg／回・箇所
- ・中型囲いわな、大型囲いわな向けの給餌量は 10 kg／回・箇所

【計算例】

林道等走行距離（片道）が20km、見回り・給餌箇所（くくりわな以外）が10箇所の1回当たり単価表を作成する場合

(見回り・給餌1回当たり労務歩掛)

$$A=B/8 = 5.2h/8h = 0.65 \text{ 人} \rightarrow 1.0 \text{ 人} \text{ (0.5 単位で切り上げ)}$$

$$B=C\times D = 0.52h \times 10 \text{ 箇所} = 5.2h$$

$$C=E+F = 0.27h + 0.25h = 0.52h$$

$$E=G/D = 2.67h / 10 \text{ 箇所} = 0.267 \approx 0.27 \text{ (小数第3位四捨五入)}$$

(見回り・給餌1回当たり機械運転歩掛)

$$G=2\times H/I$$

$$= 2 \text{ (往復)} \times 20\text{km} \div 15 \text{ km} \text{ (標準速度)}$$

$$= 2.666 \approx 2.67 \text{ (小数第3位四捨五入)}$$

見回り・給餌（片道20km、10箇所） (1回当たり)

名 称	規 格	单 位	数 量	摘 要
従事者B（特殊作業員）		人	1.0	Aは0.5単位で切り上げ
従事者C（普通作業員）		人	1.0	
機 械 運 転	中小型トラック	時間	2.67	ガソリンエンジン駆動 750kg
諸 雜 費 率		%	1	

④ 個体処理

ア 処理方法

個体の処理方法及び内容は以下のとおりとする。なお、生体捕獲は適用外とする。

処理方法	内 容
林内埋設	個体を捕獲する都度、捕獲箇所の近隣山林内に埋設穴を掘り、個体を埋設処理する方法。
集合理設	複数頭の埋設処理が可能な埋設穴を設け、個体を埋設処理する方法。
施設処理	焼却施設等で個体を処理する方法。施設の処理能力等によつては、個体を解体する必要がある。

イ 処理工程

各処理方法の工程は以下のとおりとする。

No	工程	処理方法			内容
		林内埋設	集合埋設	施設処理	
1	事業区域内移動	※	※	※	捕獲箇所への移動（車両及び徒歩）
2	保定	○	○	○	個体の保定
3	止めさし	○	○	○	個体の止めさし
4	わなの再設置	○	○	○	捕獲跡地整地及びわなの再設置
5	林道へ小運搬	○	○	○	捕獲場所から林道への個体運搬（100m以内）
6	検体作業	○	○	○	個体の検体作業（体長、雄雌別等）
7	解体	△	△	●	個体の解体
8	袋詰	△	△	●	個体の袋詰
9	車両積込	○	○	○	個体の車両積込
10	埋設箇所への林道移動	※	※	△	埋設箇所付近への移動（車両）
11	個体積降し	○	○	△	個体の積降し
12	林道から埋設箇所へ小運搬	○	△	△	埋設箇所への移動（徒歩）（100m以内）
13	人力床堀	○	△	△	人力による埋設穴の掘削
14	機械床堀	△	●	△	機械による埋設穴の掘削
15	個体投入及び人力埋戻し	○	○	△	個体の投入及び人力による埋設穴の埋戻し
16	林道へ移動	○	△	△	林道への移動（徒歩）
17	事業区域内移動	※	※	※	事業区域内の移動（見回り・誘引箇所への移動）
18	事業区域外運搬・処分	△	△	▲	事業区域外での個体運搬及び処分

(注) ○：各処理方法の歩掛に含まれる工程

●：必要に応じ計上が必要な工程（歩掛有り）

※：③見回り・給餌の歩掛に含まれる工程

▲：必要に応じ計上が必要な工程（歩掛無し）

④-1 林内埋設

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	1.98	
従事者 C (普通作業員)		人	1.98	
諸 雜 費 率		%	1 (4又は7)	

- (注) 1. 本歩掛は、わな猟捕獲における保定、止めさし、検体作業、個体の小運搬（100m以内）、個体の車両への積込・積降し、人力による床堀・埋戻し、個体の埋設、捕獲跡地整地、わなの再設置までの作業を含む。
2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、対象事業地で標準的に使用される銃弾の種類に応じて、労務費の合計額に上表の率（鉛製銃弾4%又は銅製銃弾7%）を乗じた金額を上限として計上する。

④-2 集合埋設

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.94	
従事者 C (普通作業員)		人	0.94	
諸 雜 費 率		%	1 (7又は13)	

- (注) 1. 本歩掛は、わな猟捕獲における保定、止めさし、検体作業、個体の小運搬 (100m 以内) 、個体の車両への積込・積降し、個体の埋設、人力による埋戻し、捕獲跡地整地、わなの再設置までの作業を含む。ただし、埋設穴の掘削作業は含まない。
2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率 (1%) を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器 (装薬銃) による止めさしを指定する場合は、対象事業地で標準的に使用される銃弾の種類に応じて、労務費の合計額に上表の率 (鉛製銃弾 7% 又は銅製銃弾 13%) を乗じた金額を上限として計上する。
3. 個体の埋設に必要な埋設穴の掘削は、1 の(4)の④-3 「埋設穴掘削」により費用を積上げ、直接事業費に計上する。

④-3 埋設穴掘削

(10m³ 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 C (普通作業員)		人	0.3	
バッックホウ (クローラ型) 運転	後方超小旋回型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ (平積 0.2m ³)	日	10/D	

D : 日当り施工量 (32m³/日)

バックホウ (クローラ型) 運転単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人	1.0	公共工事設計労務単価
燃 料 費		L	40	
機 械 損 料		供用日	1.57	森林整備保全事業建設機械経費算定要領による

- (注) 本歩掛は、埋設穴の掘削、基面整正及び浮き石除去までの作業を含む。

④-4 施設処理

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.63	
従事者 C (普通作業員)		人	0.63	
諸 雜 費 率		%	1 (10 又は 19)	

- (注) 1. 本歩掛は、わな猟捕獲における保定、止めさし、検体作業、個体の小運搬 (100m 以内) 、個体の車両への積込・積降し、捕獲跡地整地、わなの再設置までの作業を含む。
2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率 (1 %) を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器 (装薬銃) による止めさしを指定する場合は、対象事業地で標準的に使用される銃弾の種類に応じて、労務費の合計額に上表の率 (鉛製銃弾 10% 又は銅製銃弾 19%) を乗じた金額を上限として計上する。
3. 個体処理を各種施設 (焼却施設等) にて実施する際に、施設の処理能力等により、個体の解体が必要な場合は、1 の(4)の④-5 「解体作業」を別途加算する。

④-5 解体作業

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.83	
従事者 C (普通作業員)		人	0.83	
諸 雜 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛は、施設処理の際に個体の解体や袋詰が必要な場合に計上する。
2. 諸雑費は、ナイフ等の費用とし、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

④-6 事業区域外運搬・処分

事業区域外の埋設穴にて集合埋設を実施する場合や、施設処理を実施する場合等に必要となる、事業区域外における個体の運搬費、処分 (焼却等) 費等は、見積りや資料等により直接事業費に計上する。

2 銃による捕獲

(1) 適用範囲

本歩掛は、銃猟における狙撃 (誘引狙撃、忍び猟) 、見回り・給餌、個体処理等の作業に適用する。

(2) 本歩掛で対応する作業内容

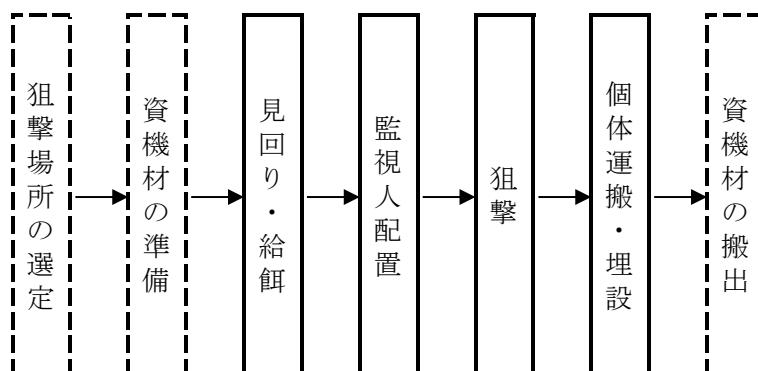
本歩掛を用いて直接事業費に計上する作業内容は、下表のとおりとする。

なお、下表に記載のない作業については、適切にその費用を計上すること。

No	工程	作業	作業内容	直接 事業費	間接 事業費	参照歩掛け
1	計画 準備	関係者調整等	事業の実施に当り、事業計画書等の作成や、関係機関及び地元所有者と協議・調整を行う。		○	
2	現地 調査	狙撃場所の選定	狙撃場所を適切に選定する。		○	
3	準備	資機材の準備	資機材について、必要数量を準備し、現地に運搬・設置できる体制、機械等を準備する。		○	
4		注意看板等の設置	立入禁止看板等を設置する。		○	
5		見回り・給餌	誘引・見回りを行う。	○		2の(4)①
6		日報作成	誘引・状況等の日報を作成する。		○	
7	狙撃	監視人の配置	監視人を配置する。	○		2の(4)②
8		狙撃	銃猟により狙撃を行い捕獲する。	○		2の(4) ③-1～2
9	個体 処理	個体運搬	個体回収班が、人力及び車両等により個体を運搬する。	○		2の(4)④
10		個体埋設	個体を林内に埋設する。	○		
11		施設処理	個体を焼却施設等で処理する。	○		
12		日報作成	捕獲個体記録、錯誤捕獲等の記録票を作成する。		○	
13	片付	資機材の撤去	資機材の片付けを行う。		○	

(3) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(4) 作業歩掛

① 見回り・給餌

本歩掛は、誘引箇所への見回り・給餌作業であり、1の(4)の③「見回り・給餌」（くくりわな以外）に準じる。

② 監視人配置

入林者の立入りを禁止するため、安全対策として監視人を配置する場合に必要な費用を積上げ直接事業費に計上する。

数量は、事業期間内で配置される人数（休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合には、交替要員も人数に含めて計上する）に作業時間を乗じて算出する。数量＝人数×作業時間（作業時間は0.5単位で切り上げ）
なお、労務単価は公共工事設計労務単価「交通誘導員B」を用いる。

③ 銃猟

③-1 誘引狙撃

(1 回当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			1 班目	2 班目 以降	
従事者 A（土木一般世話役）		人	A	—	
従事者 B（特殊作業員）		人	A	A	
従事者 C（普通作業員）		人	A	2A	
銃 器 損 料		日	A	A	
機 械 運 転	ライトバン 1500cc	時間	B	B	A=B/8 Aは0.5単位で切り上げ

ライトバン運転単価表

(1 時間当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機械
機 械 損 料		h	1	経費算定要領による

- (注) 1. 本歩掛は、車両にて林道等を移動しながら誘引箇所を回り狙撃を行う銃猟を対象とする。狙撃を車内から行うか否かは問わない。
2. 誘引狙撃を1班のみで実施する場合は、「1班目」により計上する。また、2班以上で実施する場合は、「1班目」に加えて、「2班目以降」を必要班数分計上する。
3. 上記の編成は標準であり、これによりがたい場合は編成人員数等を変更できる。
4. Bは、計画上の銃猟時間(h/回)とする。計画上の銃猟時間とは、事業区域内における作業時間を指す。

5. 銃器（装薬銃）の損料は、対象事業地で標準的に使用される銃器の種類に応じて、次のとおり設定して計上する。

【散弾銃】610 円／日

【ライフル銃】720 円／日

6. 実包の材料費を適切に計上する。なお、誘引狙撃1回当りの実包数量は、「目標頭数／回×1.5 発」とする。1回当りの目標頭数は銃猟時間や現場条件等を考慮して設定する。
7. 機械運転経費は計上するが、運転労務費は計上しない。また、機械規格が上表により難い場合は、実状に応じて規格を変更できる。

③-2 忍び猟

(1 回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			1 班目	2 班目 以降	
従事者 A (土木一般世話役)		人	A	—	A=B/8 Aは0.5 単位で切り上げ
従事者 B (特殊作業員)		人	A	A	
従事者 C (普通作業員)		人	—	A	
銃 器 損 料		日	A	A	

- (注) 1. 本歩掛は、徒歩にて山中を移動しながら対象鳥獣を探索して狙撃を行う銃猟を対象とする。
2. 忍び猟を1班のみで実施する場合は、「1班目」により計上する。また、2班以上で実施する場合は、「1班目」に加えて、「2班目以降」を必要班数分計上する。
3. 上記の編成は標準であり、これによりがたい場合は編成人員数等を変更できる。
4. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬に要するライトバン等の運転経費は計上しない。
5. Bは、計画上の銃猟時間(h/回)とする。計画上の銃猟時間とは、事業区域内における作業時間を指す。
6. 銃器（装薬銃）の損料は、対象事業地で標準的に使用される銃器の種類に応じて、次のとおり設定して計上する。
- 【散弾銃】610 円／日
- 【ライフル銃】720 円／日
7. 実包の材料費を適切に計上する。なお、忍び猟1回当りの実包数量は、「目標頭数／回×1.5 発」とする。1回当りの目標頭数は銃猟時間や現場条件等を考慮して設定する。

④ 個体処理（銃猟）

(1回当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B（特殊作業員）		人	A	A=B/8 Aは0.5単位で切り上げ
従事者 C（普通作業員）		人	A	
機 械 運 転	中小型トラック	時間	B	ガソリンエンジン駆動 750kg
諸 雜 費 率		%	1	

中小型トラック運転単価表

(1 時間当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機械経費算定要領による
機 械 損 料		h	1	

- (注) 1. 本歩掛は、銃猟実施時における個体処理に適用し、林内埋設、集合埋設、施設処理のいずれの処理方法でも適用できる。ただし、集合埋設にて必要となる埋設穴の掘削は、1の(4)の④-3「埋設穴掘削」により、また、施設処理にて個体の解体が必要となる場合は、1の(4)の④-5「解体作業」により、個体処理を実施する際に必要となる事業区域外の運搬費・処分費等は、1の(4)の④-6「事業区域外運搬・処分」により費用を別途積上げる。
2. 諸雑費は、手袋、スコップ等の費用とし、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3. Bは、計画上の銃猟時間(h/回)とする。計画上の銃猟時間とは、事業区域内における作業時間を指す。
4. 機械運転経費は計上するが、運転労務費は計上しない。また、機械規格が上表により難い場合は、実状に応じて規格を変更できる。

第4 調査事業標準歩掛

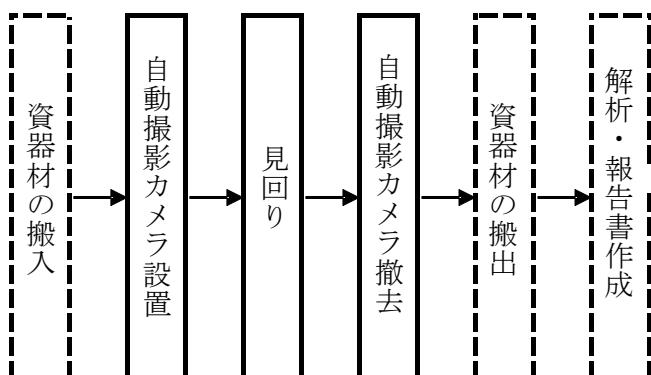
1 カメラトラップ調査

(1) 適用範囲

本歩掛は、自動撮影カメラを用いてシカの生息状況等の調査を実施する場合に適用する。

(2) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2. 捕獲事業と併せて実施する場合は、見回り費用は計上しない

(3) 作業歩掛

① カメラトラップ調査

①-1 自動撮影カメラ設置

(10 台当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.31	
従事者 C (普通作業員)		人	0.31	
諸 雜 費 率		%	1	

(注) 1. 本歩掛は、自動撮影カメラの設置に適用する。

2. 諸雑費は、脚立、テープ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100m以内の小運搬含む）に要するライトバン等の運転経費、電池の費用は計上しない。

4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く）の 50%とし、必要な場合に計上する。

5. 受注者が自動撮影カメラや記録媒体等を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-2 自動撮影カメラ見回り

(1回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	A	Aは0.5単位で切り上げ
従事者 C (普通作業員)		人	A	
機 械 運 転	ライトバン 1500cc	時間	G	
諸 雜 費 率		%	1	

ライトバン運転単価表

(1時間当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機械経費算定要領による
機 械 損 料		h	1	

- (注) 1. 本歩掛は、林道等から徒歩100m以内に設置した自動撮影カメラの見回り作業（記録媒体の回収交換及び電池交換）に適用する。見回り回数は、自動撮影カメラの機種及び設置日数を考慮して計上する。
2. 捕獲事業にカメラトラップ調査を含める場合、自動撮影カメラの見回りは、1の(4)の③「見回り・給餌」に含まれるため、本歩掛を計上しない。
3. 諸雑費は、脚立、テープ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 上表により難い場合は、現場条件等を考慮して機械の種類や規格を変更できる。

数量 A (労務歩掛) 及び G (機械運転歩掛) の算出方法

A : 見回り 1回当り労務歩掛 A=B/8 B=C×D C=E+F E=G/D	G : 見回り 1箇所当り機械運転歩掛 G=2×H/I
--	--------------------------------

A : 自動撮影カメラ見回り 1回当り労務歩掛 (人/回)

B : 自動撮影カメラ見回り 1回当り所要時間 (h/回)

C : 自動撮影カメラ見回り 1箇所当り所要時間 (h/箇所)

D : 自動撮影カメラ見回り 箇所数 (箇所)

E : 自動撮影カメラ見回り 1箇所当り林道等走行時間 (h/箇所)

F : 自動撮影カメラ見回り時間 0.08 h / 箇所

G : 1回当り機械運転歩掛 (車両による林道等走行時間) (h)

H : 車両による林道等走行距離 (片道) (km)

I : 走行速度 15 km/h を標準とする

①-3 データ解析及び報告書作成

回収したデータ解析及び報告書作成費用は、見積りや資料等により別途
計上する。

別紙3

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

目 次

第1 総則編

- 1.1 適用範囲
- 1.2 用語の定義
- 1.3 受託者及び委託者の責務
- 1.4 事業の着手
- 1.5 監督職員
- 1.6 事業管理責任者
- 1.7 従事者
- 1.8 提出書類
- 1.9 打合せ等
- 1.10 事業計画書
- 1.11 支給・貸与及び返却等
- 1.12 関係官公庁への手続き等
- 1.13 地元関係者との交渉等
- 1.14 土地への立ち入り等
- 1.15 成果物の提出
- 1.16 関係法令及び条例の遵守
- 1.17 検査
- 1.18 修補
- 1.19 条件変更等
- 1.20 契約変更
- 1.21 履行期間の変更
- 1.22 一時中止
- 1.23 委託者の賠償責任
- 1.24 受託者の賠償責任
- 1.25 再委託
- 1.26 成果物の使用等
- 1.27 守秘義務
- 1.28 個人情報の取扱い
- 1.29 安全等の確保
- 1.30 臨機の措置
- 1.31 履行報告
- 1.32 屋外で作業を行う時期及び時間の変更
- 1.33 行政情報流出防止対策の強化
- 1.33.1 行政情報流出防止対策

- 1.33.2 行政情報流出防止対策の基本的事項
- 1.33.3 行政情報の検査確認
- 1.34 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- 1.35 保険加入の義務
- 1.36 著作権等の扱い
- 1.37 調査・試験に対する協力

第2 事業一般編

- 2.1 現地調査
- 2.2 計画準備
 - 2.2.1 許可の申請書類の作成等
 - 2.2.2 許可の申請等
- 2.3 損害賠償保険
 - 2.3.1 他人に与えた損害（他損事故）に対する賠償
 - 2.3.2 従事者自身の傷害に対する補償
- 2.4 提出書類
 - 2.4.1 事業着手前
 - 2.4.2 事業着手中
 - 2.4.3 事業完了時
- 2.5 他事業による奨励金等
- 2.6 事業の中止等
- 2.7 事業実施体制及び留意点
- 2.8 事業実行中の環境への配慮
- 2.9 交通安全管理
- 2.10 錯誤捕獲
- 2.11 資機材
 - 2.11.1 品質・規格
 - 2.11.2 給餌材

第3 わなによる捕獲編

- 3.1 くくりわな
 - 3.1.1 場所の選定
 - 3.1.2 わなの設置
 - 3.1.3 見回り
 - 3.1.4 誘引
 - 3.1.5 保定・止めさし
 - 3.1.6 個体処理
 - 3.1.7 わなの撤去
- 3.2 中型囲いわな
 - 3.2.1 場所の選定

- 3. 2. 2 わなの設置
- 3. 2. 3 見回り
- 3. 2. 4 誘引
- 3. 2. 5 保定・止めさし
- 3. 2. 6 個体処理
- 3. 2. 7 わなの撤去
- 3. 3 小型囲いわな及び箱わな
 - 3. 3. 1 場所の選定
 - 3. 3. 2 わなの設置
 - 3. 3. 3 見回り
 - 3. 3. 4 誘引
 - 3. 3. 5 保定・止めさし
 - 3. 3. 6 個体処理
 - 3. 3. 7 わなの撤去
- 3. 4 通知装置及び自動捕獲装置
 - 3. 4. 1 装置の設置
 - 3. 4. 2 見回り
 - 3. 4. 3 装置の撤去

第4 銃による捕獲編

- 4. 1 誘引狙撃
 - 4. 1. 1 場所の選定
 - 4. 1. 2 誘引
 - 4. 1. 3 捕獲
 - 4. 1. 4 実施体制
 - 4. 1. 5 個体処理
- 4. 2 忍び猟
 - 4. 2. 1 場所の選定
 - 4. 2. 2 誘引
 - 4. 2. 3 捕獲
 - 4. 2. 4 実施体制
 - 4. 2. 5 個体処理

第5 調査編

- 5. 1 カメラトラップ調査
 - 5. 1. 1 場所の選定
 - 5. 1. 2 装置の設置
 - 5. 1. 3 見回り
 - 5. 1. 4 分析

第1 総則編

1.1 適用範囲

- (1) 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、林野庁の発注する有害鳥獣捕獲等事業（以下「事業」という。）に適用する。
- (2) 共通仕様書は、事業の一般的な事項を示すものであり、個々の事業に関し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書等によるものとする。
- (3) 契約図書、図面、特記仕様書に記載された事項は、共通仕様書に優先するものとする。
- (4) 設計図書に関して疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、事業を実施するものとする。

1.2 用語の定義

共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「委託者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- (2) 「受託者」とは、事業の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは法人又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は事業管理責任者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第●条に規定する者をいう。
- (4) 「検査職員」とは、事業の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって契約書第●条の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5) 「事業管理責任者」とは、契約の履行に関し事業の管理及び統括等を行う者で受託者が定めた者をいう。
- (6) 「従事者」とは、事業管理責任者のもとで事業を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
- (7) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (8) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (9) 「仕様書」とは、本共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (10) 「共通仕様書」とは、事業の実施に関する一般的な事項を示したものである。
- (11) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、個々の事業における固有の技術的・要求、特別な事項等を定めたものである。
- (12) 「現場説明書」とは、事業の入札等に参加する者に対して委託者が当該事業の契約条件を説明するための書類をいう。
- (13) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して委託者が回答する書面をいう。
- (14) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又

は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

- (15) 「指示」とは、監督職員が受託者に対し、事業実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (16) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるることをいう。
- (17) 「通知」とは、委託者若しくは監督職員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督職員に対し、事業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (18) 「連絡」とは、委託者若しくは監督職員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督職員に対し、事業の実施に関する事項について知らせることをいう。
- (19) 「報告」とは、受託者が監督職員に対し、事業の実施に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関し、委託者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。
- (21) 「確認」とは、事業の実施に関し、受託者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。
- (22) 「承諾」とは、受託者が監督職員に対し書面で申し出た事業実施上必要な事項について、監督職員が書面により事業実施上の行為に同意することをいう。
- (23) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うることをいう。
- (24) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者若しくは監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (26) 「提出」とは、受託者が監督職員に対し、事業に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを作成とする。ただし、緊急を要する場合は、電子メールにより伝達の上、後日書面と差し替えることができるものとする。
- (28) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が事業の完了を確認することをいう。
- (29) 「打合せ」とは、事業を適正かつ円滑に実施するために事業管理責任者等と監督職員が面談により、事業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (30) 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (31) 「協力者」とは、受託者が事業の実施に当たって、再委託する者をいう。
- (32) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずるものをいう。
- (33) 「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
- (34) 「現場」とは、事業を実施する場所、事業の実施に必要な場所及び設計図書

で明確に指定される場所をいう。

- (35) 「同意」とは、契約図書に基づき、監督職員が受託者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (36) 「受理」とは、契約図書に基づき、受託者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (37) 「同等以上の品質」とは、設計図書に指定がない場合にあっては、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。
- (38) 「くくりわな」とは、バネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が締まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。
- (39) 「足用くくりわな」とは、鳥獣が踏み板等を踏むとバネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が締まり鳥獣を捕獲することができる装置又はわなを踏み抜いた鳥獣が足を持ち上げると針金、ワイヤーロープ等でできた輪が締まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。
- (40) 「首用くくりわな」とは、鳥獣が誘引用の餌を入れたバケツに首を入れるとバネ等の力で針金、ワイヤーロープ等でできた輪が締まり鳥獣を捕獲することができる装置をいう。
- (41) 「囲いわな」とは、鳥獣が仕掛けにかかる又は人の操作により鳥獣を閉じ込めて捕獲するわなで、上面を除く周囲の全部又は一部を杭柵等により囲いこむ装置をいう。
- (42) 「大型囲いわな」とは、建込んだ鋼管や杭等にネットやシート、コンパネ等を据え付けて設置する囲いわなをいう。
- (43) 「中型囲いわな」とは、既製のパネルを連結することにより設置することができる囲いわなをいう。組立てが容易であり、移動組立て式囲いわなや囲いわな簡易型等とも呼ばれる。
- (44) 「小型囲いわな」とは、熊の誤誤捕獲を防止するために箱わなの上面がない形状をした小型の囲いわなをいう。
- (45) 「箱わな」とは、木又は金属製の箱形に作ったわなで、箱の中に鳥獣が入り込んで内部の餌をくわえて引くか、踏み板を踏むと、入口の支えが落下して、箱の中の鳥獣を捕獲する装置をいう。捕獲対象鳥獣によって多数のサイズがある。
- (46) 「ゲート（誘引扉）」とは、囲いわな又は箱わなに入った鳥獣を閉じ込めて捕獲するため、わなの中に張った仕掛けや自動捕獲装置等により作動する扉をいう。
- (47) 「捕獲補助装置」とは、わなに付帯して捕獲作業を補助するシステムをいう。
- (48) 「通知装置」とは、簡易無線通信を活用し、子機がわなの捕獲作動を感知し中継機や親機を経由して従事者等の携帯電話等に通知する装置をいう。
- (49) 「自動捕獲装置」とは、囲いわな等のゲート（誘引扉）を操作する装置であり、センサ、ソーラーパネル、コントローラ、ゲート（誘引扉）操作装置等の複数の装置で構成される装置をいう。

- (50) 「誘引狙撃」とは、事前に定めた箇所にて給餌による誘引を実施の上、車両にて林道等を移動しながら誘引箇所を回り、誘引された捕獲対象鳥獣の狙撃を行う銃による捕獲方法をいう。
- (51) 「忍び猟」とは、徒歩にて山中を移動しながら捕獲対象鳥獣を探索して狙撃を行う銃による捕獲方法をいう。誘引を行う場合とそうでない場合がある。
- (52) 「見回り」とは、設置したわなや捕獲補助装置等の資機材、それらの周辺及び誘引箇所を巡回し、状況の変化や不具合の発生等を目視で確認することをいう。
- (53) 「誘引」とは、主に給餌を行うことで捕獲対象鳥獣を捕獲場所等におびき出すことをいう。
- (54) 「保定」とは、止めさし等を行うためにロープ等を使用して鳥獣の動きを制限することをいう。
- (55) 「止めさし」とは、電気、ハンマー、刃物等を使用して鳥獣を殺処分することをいう。
- (56) 「捕獲個体」とは、事業により捕獲した鳥獣（錯誤捕獲したイノシシ等を含む。）を止めさした後の死体をいう。
- (57) 「林内埋設」とは、鳥獣を捕獲する都度、捕獲箇所の近隣山林内に埋設穴を掘り、個体を埋設処理する方法をいう。
- (58) 「集合埋設」とは、複数頭の埋設処理が可能な埋設穴を設け、個体を埋設処理する方法をいう。
- (59) 「施設処理」とは、焼却施設等で捕獲個体を処理する方法をいう。施設の処理能力等によっては、個体を解体する必要がある。
- (60) 「カメラトラップ調査」とは、自動撮影カメラを用いた鳥獣の生息状況等の調査をいう。

1.3 受託者及び委託者の責務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって事業の意図及び目的を十分に理解したうえで、事業に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。受託者及び委託者は、事業の実施に必要な条件等について相互に確認し、円滑な事業の履行に努めなければならない。
- (2) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事業所や車両・機械などの電気や燃料の不必要的消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めなければならない。

1.4 事業の着手

- (1) 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1

条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に事業に着手しなければならない。この場合において、着手とは事業管理責任者が事業の実施のため監督職員との打合せを行うこと又は現地調査を開始することをいう。

1.5 監督職員

- (1) 委託者は、事業における監督職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 監督職員は、監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受託者に通知するものとする。

1.6 事業管理責任者

- (1) 受託者は、事業における事業管理責任者を定め、委託者に通知するものとする。
- (2) 事業管理責任者は、契約図書等に基づき、事業の管理を行わなければならぬ。
- (3) 事業管理責任者は、受託者が直接雇用する者から選任しなければならない。
- (4) 事業管理責任者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

1.7 従事者

- (1) 受託者は、事業の実施に当たって従事者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする（事業管理責任者と兼務するものを除く。）。なお、従事者は、事業の実行に必要な適切な人数とする。
- (2) 従事者は、設計図書等に基づき、適正に事業を実施しなければならない。

1.8 提出書類等

- (1) 受託者は、人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとし、事業従事者の人件費単価の算定根拠に係る書類の確認を、契約締結時に受けなければならない。
- (2) 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に關係書類を監督職員を通じて委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- (3) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者に

において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従うものとする。

1. 9 打合せ等

- (1) 事業を適正かつ円滑に実施するため、事業管理責任者と監督職員は常に密接な連絡をとり、事業の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- (2) 受託者は、事業の進行状況について定期的に打合せするほか、監督職員の求めに応じて打合せするものとする。
- (3) 事業管理責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (4) 事業の目的を達成するために、契約図書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、受託者は監督職員と協議を行うものとする。
- (5) 受託者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。
- (6) 監督職員及び委託者は、「ワンデーレスpons」※に努める。

※ ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

1. 10 事業計画書

- (1) 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に事業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、事業計画書に次の事項について記載しなければならない。
 - ① 事業概要
 - ② 契約内訳書（当該委託事業の事業管理責任者及び従事者ごとの単価が分かるように記載すること。）
 - ③ 事業工程表
 - ④ 事業組織表（「事業管理責任者その他従事者等の有資格者表」を作成する。また、再委託がある場合は、各協力者における事業実施の分担関係を体系的に示すものとする。）
 - ⑤ 実施方法（実施期間、場所、見回り・誘引期間、捕獲方法等）
 - ⑥ 安全管理規程（連絡体制図、安全指導体制等）
 - ⑦ 緊急時の体制及び対応方法
 - ⑧ その他
- (3) 受託者は、事業計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえでその都度監督職員に変更事業計画書を提出しなければならない。

(4) 監督職員の指示した事項については、受託者は更に詳細な事業計画書に係る資料を提出しなければならない。

1.11 支給・貸与及び返却等

- (1) 受託者は、委託者から材料等の支給を受けた場合には、それを記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならぬ。
- (2) 受託者は、事業完了時に不用となった支給材料等を、速やかに監督職員の指示する場所で、支給材料等返却明細書を添えて返却しなければならぬ。
- (3) 監督職員は、図書及びその他関係資料、機械器具等の貸与品を、受託者に貸与するものとする。
- (4) 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料、機械器具等の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却しなければならぬ。
- (5) 受託者は、貸与品を借り受ける際は、貸与申請書を提出して借り受け、借受品を返却する際は返却書を添えて返却しなければならぬ。
- (6) 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (7) 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

1.12 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、事業の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、事業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行わなければならない。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならぬ。

1.13 地元関係者との交渉等

- (1) 契約書第●条に定める地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受託者は、事業実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を隨時、監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- (4) 受託者は、事業の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として事業を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立

会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

- (5) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更しなければならない。なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

1.14 土地への立ち入り等

- (1) 受託者は、屋外で行う事業実施のため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第●条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち事業が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、事業実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受託者はこれに協力しなければならない。
- (3) 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
- (4) 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業完了後10日（休日等を除く。）以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

1.15 成果物の提出

- (1) 受託者は事業が完了したときは、契約書第●条の規定に基づく実績報告書に業務日誌（日報）、記録写真及びその他設計図書に示す成果物を添付のうえ提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示に同意した場合は、履行期間途中においても、業務日誌（日報）及び記録写真等の成果物の部分引渡しを行うものとする。
- (3) 受託者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)を使用するものとする。
- (4) 2.4.2(6)に定める捕獲状況集計表及び2.4.3(4)に定める自動撮影カメラの撮影データ等については、電磁的記録により提出するものとし、それ以外の成果物についても委託者から指示があった場合は、電磁的記録により提出するものとする。

1.16 関係法令及び条例の遵守

受託者は、事業の実施に当たり、以下に代表される関係諸法令及び条例等を遵守し

なければならない。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (3) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）
- (4) 国有林野管理規程（昭和 36 年 3 月 28 日農林省訓令第 25 号）
- (5) 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）
- (6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
- (7) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- (8) 「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和 2 年 12 月 22 日付け警察庁丁保発第 209 号）

1.17 検査

- (1) 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうか契約書第●条の規定に基づく実績報告書、業務日誌（日報）及び記録写真等を確認し、必要に応じ事業実施現場に立入り又は立会いし、その他必要な資料の提出を請求できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。
- (2) 受託者は、契約書第●条の規定に基づき、実績報告書を委託者に提出する際には、契約書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していかなければならない。
- (3) 委託者は、検査に先立って、受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、検査の実施においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。
- (4) 完了検査及び指定部分の係る検査に当たっては、事業管理責任者その他立会いを求められた事業関係者が必ず立会いを行わなければならない。

1.18 修補

- (1) 受託者は、修補は速やかに行わなければならない。
- (2) 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受託者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
- (3) 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- (4) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は、契約書第●条の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

1.19 条件変更等

- (1) 監督職員が受託者に対して事業の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「事

業の変更」という。) の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
- ① 1.14 の(1)に定める土地への立ち入り等が不可能となった場合
 - ② 天災その他の不可抗力による損害
 - ③ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

1.20 契約変更

- (1) 委託者は、次の各号に掲げる場合において、事業の契約の変更を行うものとする。
- ① 事業の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - ② 履行期間の変更を行う場合
 - ③ 監督職員と受託者が協議し、事業実施上必要があると認められる場合
 - ④ 契約書第●条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- (2) 委託者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
- ① 1.19 条件変更等の規定に基づき監督職員が受託者に指示した事項
 - ② 事業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - ③ その他委託者又は監督職員と受託者との協議で決定された事項

1.21 履行期間の変更

- (1) 委託者は、受託者に対して事業の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- (2) 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び事業の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残事業量等から履行期間の変更が必要ないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- (3) 受託者は、契約書第●条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- (4) 契約書第●条に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに事業工程表を修正し提出しなければならない。

1.22 一時中止

- (1) 契約書第●条の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は受託者に通知し、必要と認める期間、事業の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落

盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による事業の中断については、1.30 臨機の措置により受託者は、適切に対応しなければならない。

- ① 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - ② 関連する他の事業等の進捗が遅れたため、事業の続行を不適当と認めた場合
 - ③ 環境問題等の発生により事業の継続が不適当又は不可能となった場合
 - ④ 天災等により事業の対象箇所の状態が変動した場合
 - ⑤ 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合
- (2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には事業の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- (3) (2)の場合において、受託者は屋外で行う事業の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

1.23 委託者の賠償責任

委託者は、以下の各項に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第●条に規定する一般的損害、契約書第●条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1.24 受託者の賠償責任

受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第●条に規定する一般的損害、契約書第●条に規定する第三者に及ぼした損害について受託者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第●条に規定する契約不適合責任に係る損害
- (3) 受託者の責により損害が生じた場合

1.25 再委託

- (1) 契約書●条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
 - ① 事業における総合的企画、業務遂行管理
 - ② 事業における手法の決定、技術的判断
- (2) 受託者が再委託を行う場合は、事前に委託者と協議を行い、承諾を得ること。
- (3) 事業実施中にやむを得ない事由で新たに再委託に付する場合又は再委託者を変更する場合等は、事前に委託者と協議すること。
- (4) 再委託者が指名停止期間中でないこと。

(5) 再委託者は、当該事業の実施能力を有すること。

1.26 成果物の使用等

- (1) 受託者は、契約書第●条の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共に、成果物を発表することができる。
- (2) 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている事業の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第●条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

1.27 守秘義務

- (1) 受託者は、契約書第●条の規定により、事業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、当該事業の結果（事業処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受託者は本事業に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を1.10に示す事業計画書の事業組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該事業の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、当該事業に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該事業の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該事業のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製しないこと。
- (6) 受託者は、当該事業完了時に、事業の実施に必要な貸与資料（書面、電磁的記録媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受託者は、当該事業の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

1.28 個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(4) 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(5) 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(6) 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することができないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。

(7) 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(8) 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

(9) 管理の確認等

① 受託者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上委託者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る事業が再委託される場合は、再委託される事業に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先にお

ける個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期的検査等により確認し、委託者に報告するものとする。

- ② 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(10) 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、1.10に示す事業計画書に記載するものとする。

(11) 従事者等への周知

受託者は、従事者等に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1.29 安全等の確保

- (1) 受託者は、屋外で行う事業の実施に際しては、事業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- ① 受託者は、常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- ② 受託者は、事業に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
- ③ 受託者は、現場で別途事業又は工事等が行われる場合は相互協調して事業を遂行しなければならない。
- ④ 受託者は、事業実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
- (2) 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り事業実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受託者は、屋外で行う事業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 受託者は、屋外で行う事業の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- (5) 受託者は、屋外で行う事業の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- ① 屋外で行う事業に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- ② 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- ③ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

い。

- (4) 受託者は、調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
- (6) 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- (7) 受託者は、屋外で行う事業の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- (8) 受託者は、屋外で行う事業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (9) 受託者は、事業が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

1.30 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。
- (2) 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、事業管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1.31 履行報告

- (1) 受託者は、契約書第●条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1.32 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- (1) 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- (2) 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

1.33 行政情報流出防止対策の強化

1.33.1 行政情報流出防止対策

受託者は、本事業の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をと

り、事業計画書に流出防止策を記載するものとする。

1.33.2 行政情報流出防止対策の基本的事項

受託者は、以下の事業における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令等の遵守

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

(2) 行政情報の目的外使用の禁止

受託者は、委託者の許可無く本事業の履行に関して取り扱う行政情報を本事業の目的以外に使用してはならない。

(3) 社員等に対する指導

① 指導

受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

② 社員等の退職後の対応

受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

③ 再委託時の対応

受託者は、委託者が再委託を認めた事業について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

④ 契約終了時等における行政情報の返却

受託者は、本事業の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本事業の実施完了後又は本事業の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本事業の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

⑤ 電子情報の管理体制の確保

ア 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、1.10に示す事業計画書に記載するものとする。

イ 受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(ア) 本事業で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

⑥ 電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保

受託者は、本事業の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

⑦ 事故の発生時の措置

- ア 受託者は、本事業の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。
- イ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

1.33.3 行政情報の検査確認

委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1.34 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を委託者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

1.35 保険加入の義務

- (1) 受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 受託者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任を持って適正な補償をしなければならない。

1.36 著作権等の扱い

- (1) 受託者は、事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとし、委託者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 受託者は、委託者が著作物を活用する場合及び委託者が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、委託者は受託者と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
- (4) 第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

1.37 調査・試験に対する協力

受託者は、委託者自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示により協力しなければならない。

第2 事業一般編

2.1 現地調査

- (1) 受託者は、事業の実施に当たり、現地調査を行い事業に必要な現地の状況を把握するものとする。
- (2) 受託者は、委託者と合同で現地調査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

2.2 計画準備

2.2.1 許可の申請書類の作成等

受託者は、事業計画書に基づく事業の実施方法について、監督職員と協議し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律9条第2項及び第8項及びその他必要な申請に係る、以下の書類の作成及び連絡調整を行うものとする。

- (1) 鳥獣の捕獲等に係る許可申請及びその他法令による許可申請に必要な書類の作成
- (2) 捕獲個体の受け入れ先との連絡調整

2.2.2 許可の申請等

鳥獣の捕獲等に係る許可申請及びその他法令により必要な許可申請については、委託者と受託者が協議して申請手続きを行うものとする。

なお、事業の実施のために、林道の通行を制限する場合は、林道管理者である委託者が通行制限の内容を警察機関に説明し、同意を得るものとする。

2.3 損害賠償保険等加入の義務

2.3.1 他人に与えた損害（他損事故）に対する賠償

受託者は、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約に加入しなければならない。

(1) 損害賠償保険の契約内容

事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであること。

事業管理責任者及び捕獲従事者は、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約の被保険者であること。

(2) 保険金額

① 銃による捕獲の場合の他損限度額は、1億円以上

② わなによる捕獲の場合の他損限度額は、3千万円以上

2.3.2 従事者自身の傷害に対する補償

受託者は、従事者自身の生命又は身体を害したことに係る傷害保険契約に加入しなければならない。

(1) 傷害保険の契約内容

事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、事業に従事する従事者自身の生命又は身体を害したことに対する補償であること。

(2) 保険金額

1千万円以上

2.4 提出書類

2.4.1 事業着手前

受託者は、1.10 事業計画書と併せ、以下の項目を監督職員に提出し、承諾を受けること。

(1) 事業実施に必要な狩猟免許（●●免許）の写し

(2) 損害賠償保険及び従事者傷害保険の写し

捕獲等手法に応じた損害賠償保険証（個人保険は不可）及び従事者傷害保険証（個人保険は不可）の写し又は損害賠償保険契約申請書及び従事者傷害保険契約申請書の写し（捕獲事業実施前に損害賠償保険証の写し及び従事者傷害保険証の写しを改めて提出）。

- (3) 捕獲個体処理方法及び捕獲個体受け入れ先
- (4) 救急救命講習を受講したことがわかる資料
- (5) 環境省が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習又は当該講習と同等の講習を修了したことがわかる資料

2. 4. 2 事業着手中

(1) 業務日誌（日報）

受託者は、以下の項目を踏まえ、業務日誌（日報）を作成し、月末に監督職員へ提出すること。

- ① 毎日の事業実施状況について、実施状況を撮影した写真を業務日誌（日報）に添付すること。
- ② 捕獲個体がある場合は、記録写真を業務日誌（日報）に添付すること。
- ③ 業務日誌（日報）は事業管理責任者及び従事者ごとに整理すること。
- ④ 監督職員から業務日誌（日報）の提出を求められた場合には速やかに提出すること。

(2) 捕獲個体の記録写真

受託者は、以下の項目を踏まえ、記録写真を撮影すること。

- ① 受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、処分方法、事業名を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影すること。
- ② 捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、油性スプレー又は油性ペンキでその識別が可能となるよう下記の順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影すること。
 - ア 胴体中央に個体の色と異なる色の油性スプレー又は油性ペンキで「山」とマーキング。
 - イ 上記アで記した「山」のマークの上部に、個体の色と異なる色の油性スプレー又は油性ペンキで、捕獲した順に付与する番号をマーキング。
- ③ 捕獲個体毎に処分方法が分かるように撮影すること。
なお、埋設する個体については、埋設直前の個体を埋設穴に置いた状態で撮影すること。

(3) 捕獲個体の証拠物及びその写真

- ① 受託者は、捕獲個体の証拠物として、捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したものを監督職員に提出すること。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とする。
- ② 受託者は、捕獲個体の証拠物の数が分かるように写真を撮影して、証拠物とともに監督職員に提出すること。

(4) 個体の受領証明書

焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領につ

いて証明した書面：別紙様式を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。

(5) 捕獲個体記録票

受託者は、捕獲個体の検体作業（雌雄区分、成獣・幼獣別等）を行い捕獲個体記録票を作成し、監督職員に提出すること。

(6) 捕獲状況集計表

受託者は、別途指示するとおり、捕獲状況集計表を作成し、捕獲期間終了後、速やかに監督職員に提出すること。

2.4.3 事業完了時

(1) 委託事業実績報告書

契約書第●条の規定に基づき事業の実施状況、収支精算、物品購入実績（物品を購入した場合）、物品リース実績（物品をリースした場合）を記載し作成すること。

(2) 捕獲事業報告書

捕獲に係る一連の作業の実施結果及び個体の記録・写真を取りまとめた報告書を作成すること。

(3) 調査事業報告書

調査結果、分析・考察結果等について報告書を作成すること。

(4) 自動撮影カメラの撮影データ等

カメラトラップ調査を実施した場合は、別記 A～C の調査目的に応じて取りまとめた資料を上記(2)又は(3)の報告書と併せて提出すること。

2.5 他事業による奨励金等

本事業の捕獲個体を用いて、都道府県、市町村等が行う他事業の奨励金等を受けてはならない。

2.6 事業の中止等

事業の全部又は一部の実施を一時中止する場合や、天候不良等により事業の実施が困難と受託者が判断した場合は、監督職員と協議の上、その日の作業を中止することができるものとする。この場合、業務日誌（日報）に中止の理由、監督職員との協議内容等を記載すること。

2.7 事業実施体制及び留意点

- (1) 受託者は、現場で事業を実施する場合は、原則2名以上で従事しなければならない。
- (2) 受託者は、事業の実施にあたり従事者証を携行しなければならない。
- (3) 受託者は、事業期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡体制を確保しなければならない。
- (4) 受託者は、林道等の除雪作業など事業に係る整備は、委託者と協議して行わ

なければならない。

2.8 事業実行中の環境への配慮

- (1) 受託者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (3) 受託者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならぬ。

2.9 交通安全管理

- (1) 供用中の道路（公道）に係る事業の実施に当たっては、交通の安全について監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。
- (2) 他の受託者と事業用道路を共用する定めがある場合においては、事業用道路の管理者の指示に従うとともに、当該受託者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- (3) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

2.10 錯誤捕獲

- (1) 受託者は、錯誤捕獲が生じた場合の体制について、事前に関係機関等と調整し、連絡体制を確保しておくこと。
- (2) 受託者は、錯誤捕獲が生じた場合は必要に応じて関係機関に専門家の派遣を要請し、適切な措置について指導を受けるとともに、速やかに放獣等の措置を講ずること。
- (3) 受託者は、錯誤捕獲が生じた場合の措置について記録し、監督職員に報告すること。

2.11 資機材

2.11.1 品質・規格

使用する資機材等については、その使用目的に適合する品質、規格及び形状、寸法を有するものでなければならない。また、設計図書により指定されている場合には、これに適合した資機材等を使用しなければならない。ただし、より条件に合ったものがある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

2.11.2 納入材

納入材は、次の各号のとおり分類し、それぞれの標準の品質規格を有するものとする。

(1) サイレージ

サイレージは、青刈りした牧草をサイロなどで上手く発酵させ、豊富な有機酸が含まれたもので雑物が混入していないものとする。

(2) ヘイキューブ

ヘイキューブは、80%以上が強制乾燥（加熱した風などをあてて乾燥させる）した牧草（アルファルファ）を原料として裁断して立方体状に圧縮固化したもので雑物が混入していないものとする。

(3) 圧片大麦・圧片とうもろこし

圧片大麦及び圧片とうもろこしは、消化吸收を早くするために、大麦及びとうもろこしを蒸煮により加熱し、ローラーなどで加圧してフレーク状にしたもので、乾燥状態で保存が可能で雑物が混入していないものとする。

(4) ピートパルプペレット

ピートパルプペレットは、砂糖大根を細断し、糖分を搾った残滓を乾燥後、ペレットに加工し粗纖維量が多いもので雑物が混入していないものとする。

(5) デントコーン

穀粒の側面が固い澱粉層からなり、冠部は柔らかい澱粉層からなるもので病虫害及び雑物の混入がないものを使用しなければならない。また、粒が成熟し柔らかい部分が収縮して冠部にくぼみ（デント）ができているもので雑物が混入していないものとする。

(6) くず野菜

くず野菜は、廃棄処分される葉菜類を主として用いるが、根菜類など時期に応じてあるものを使用しなければならない。ただし、くず野菜を継続的に誘引餌に用いると農作物に対する嗜好性をさらに高めてしまう可能性があるので注意しなければならない。

(7) 挿し木

挿し木は、捕獲する地域においてよく採食される樹木とし、水を入れた容器を地面に埋めて挿し木の状態にする等、すぐに枯れることの無いように配慮する。

(8) 鉱塩

鉱塩（ミネラルブロック）は、1kg以上ある固形飼料で、食塩を主体とするミネラルと糖蜜などを混ぜて成型したもので雑物が混入していないものとする。

(9) 鉄分含有材

鉄分含有材は、5kgある固形飼料で、塩分に鉄分とミネラルを混ぜて成型したもので雑物が混入していないものとする。

第3 わなによる捕獲編

3.1 くくりわな

3.1.1 場所の選定

- (1) わなの設置に当たっては、鳥獣の生態（鳥獣が日常的に利用している道が出来ている場所等）等を考慮し、適切に設置場所及び設置方法を決めなければならない。
- (2) 設置箇所の選定に当たっては、近くに鳥獣が身を隠せる林地又は、林地から近い平坦部でなければならない。
- (3) 民有地に接する箇所で選定する際は、土地所有者に設置期間及び利用方法について十分に理解が得られるように努めなければならない。
- (4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査しなければならない。
- (5) 捕獲状況が芳しくない場合は、見回り時の誘引状況の確認結果等を分析し、わなの設置方法、わなの設置場所、わなへの誘引方法等を変更するなど対策を講じなければならない。

3.1.2 わなの設置

- (1) わなの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第10条第3号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
- (3) わなは捕獲対象鳥獣から見えないように周囲の状況に同化させること。
- (4) 捕獲対象鳥獣の行動が障害物等で制限される場所にわなを設置すること。
- (5) 可能な限りわなへの接近方向を一方向にすること。
- (6) 捕獲対象鳥獣の警戒心をとくため、誘引作業を十分に行うこと。
- (7) 標識（住所、氏名、狩猟者登録証の番号等を記載）を設置すること。
- (8) 必要に応じ、林道等の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板等を設置し、入林者へ注意喚起を促すこと。この場合の立入禁止看板等の支柱・掲示板等は受託者で準備する。

3.1.3 見回り

- (1) わな設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、また、わなとその周辺状況を確認するために、設計図書に基づき見回りを実施しなければならない。
- (2) 不具合や誤作動等が発生していないかを確認しなければならない。
- (3) 不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。
- (4) 雨等でわなが露出している場合は、埋め直さなければならない。
- (5) わなの作動に支障をきたすような落枝等があれば取り除かなければならない。
- (6) 鳥獣に察知されないように、わな本体やワイヤー等を丁寧に隠し獸道を自然

の状態に復元しなければならない。

3.1.4 誘引

- (1) 餌の種類、誘引時期は、餌資源、農作物、積雪等の地域ごとに異なる条件を踏まえて、効果的な方法を検討すること。
- (2) 見回りによる誘引餌の採食状況、足跡等の痕跡の確認等により、誘引状況の確認を行わなければならない。
- (3) 誘引が不調の場合には、定期的に古い餌を取り除き、新しい餌を補給しなければならない。
- (4) 餌が無くならないように常に補給を行わなければならない。
- (5) 餌を給餌箇所に運搬する場合は、路面にまき散らさないようにすること。
- (6) (3)を行っても誘引が不調の場合は、新たな誘引場所を検討すること。

3.1.5 保定・止めさし

- (1) 止めさしは、物理的方法により、できる限り鳥獣に苦痛を与えない方法を用いるほか、動物福祉に配慮した社会的に容認されている通常の方法により行わなければならない。
- (2) 止めさしを行う場合は、周辺環境、市街地や地域住民等への配慮、社会的影響への配慮、従事者の熟練度等により、手法を適切に選択しなければならない。
- (3) 止めさしを行う場合は、安全に実施することが課題となることから、適切に保定した後に行わなければならない。
- (4) 電気止めさし器による止めさしを行う場合には、適切に保定した後に、シカの心臓を挟むような位置(首の付け根と臀部あたり)に刺して1分程度通電させなければならない。
- (5) 電気止めさし器を使用する際は、長袖、長ズボンのほか、ゴム製の長靴と手袋を着用した上で作業を行うこと。また、雨天の際は、使用を控えること。
- (6) 捕獲個体の搬出が完了したら、速やかにわなの点検を行い、次回捕獲に支障のないように再設置しなければならない。

3.1.6 個体処理

- (1) 個体は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により捕獲場所に放置してはならない。
- (2) 集合埋設する場合は、所定の場所に埋設すること。この場合の埋設箇所は委託者と協議のうえ決定すること。
- (3) 林内埋設及び集合埋設のための埋設穴設置に係る手続き及び掘削・埋め戻しについては、受託者が準備し施工すること。
- (4) 食肉加工業者等の負担により、食肉加工場等での施設処理を希望する場合は、監督職員から承諾を得た上で実施すること。また、関係法令等を遵守する等、適正な措置を講じて実施するとともに、委託者から食肉利用の実態等につ

いて問い合わせをした場合には情報を提供すること。なお、食肉加工業者等からの対価は受け取ってはならない。

- (5) 捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性に留意し、捕獲個体の処理作業時は、適した服装で行うこと。

3.1.7 わなの撤去

整地等を行いわなの撤去箇所を原形に復旧しなければならない。

3.2 中型囲いわな

3.2.1 場所の選定

3.1.1と同じ。

3.2.2 わなの設置

- (1) わなの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第10条第3号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
- (3) 捕獲対象鳥獣の警戒心をとくため、誘引作業を十分に行うこと。
- (4) 標識（住所、氏名、狩猟者登録証の番号等を記載）を設置すること。
- (5) 必要に応じ、林道等の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板等を設置し、入林者へ注意喚起を促すこと。この場合の立入禁止看板等の支柱・掲示板等は受託者で準備する。
- (6) わなの設置は、原則、平らな場所を選び、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように設置しなければならない。
- (7) わなの設置は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて、設置しなければならない。
- (8) パネルの組立ては、各部材に無理な力が掛からないように順序よく実施しなければならない。
- (9) パネルを地面にじみよく据え付け、パネル連結金具等で繋結し、かつ、移動しないようアンカーピン等で地面に堅固に固定しなければならない。
- (10) ゲート（誘引扉）の設置に当たっては、入口の方向を元から存在する獸道に合わせ、抵抗なくわなに誘導する等、考慮しなければならない。また、ゲート（誘引扉）を閉じるためのワイヤー等は、鳥獣に動きを察知されないように設置しなければならない。

3.2.3 見回り

- (1) わな設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、又、わなとその周辺状況を確認するために、設計図書に基づき見回りを実施しなければならない。
- (2) 不具合や誤作動等が発生していないかを確認しなければならない。
- (3) 不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行

わなければならぬ。

- (4) わなの作動に支障をきたすような落枝等があれば取り除かなければならぬ。
- (5) 鳥獣に察知されないように、地表を自然の状態に復元しなければならぬ。
- (6) 落とし扉の開閉や動作の不備等の点検を適宜行わなくてはならない。

3. 2. 4 誘引

3. 1. 4 と同じ。

3. 2. 5 保定・止めさし

3. 1. 5 と同じ。

3. 2. 6 個体処理

3. 1. 6 と同じ。

3. 2. 7 わなの撤去

3. 1. 7 と同じ。

3. 3 小型囲いわな及び箱わな

3. 3. 1 場所の選定

- (1) わなの設置に当たっては、鳥獣の生態（鳥獣が日常的に利用している道が出来ている場所等）等を考慮し、適切に設置場所及び設置方法を決めなければならない。
- (2) 設置箇所の選定に当たっては、近くに鳥獣が身を隠せる林地又は、林地から近い平坦部で、わなが転倒や転落しない場所を選定しなければならない。
- (3) 民有地に接する箇所で選定する際は、土地所有者に設置期間及び利用方法について十分に理解が得られるように努めなければならない。
- (4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査しなければならない。
- (5) 捕獲状況が芳しくない場合は、見回り時の誘引状況の確認結果等を分析し、わなの設置方法、わなの設置場所、わなへの誘引方法等を変更するなど対策を講じなければならない。

3. 3. 2 わなの設置

- (1) わなの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第10条第3号他や自治体等の定める条例等に従って設置しなければならない。
- (3) 捕獲対象鳥獣の警戒心をとくため、誘引作業を十分に行うこと。
- (4) 標識（住所、氏名、狩猟者登録証の番号等を記載）を設置すること。

- (5) 必要に応じ、林道等の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板等を設置し、入林者へ注意喚起を促すこと。この場合の立入禁止看板等の支柱・掲示板等は受託者で準備する。
- (6) わなの設置は、原則、平らな場所を選び、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように設置しなければならない。
- (7) わなの設置は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて、設置しなければならない。
- (8) ゲート（誘引扉）の設置に当たっては、入口の方向を元から存在する獣道に合わせ、抵抗なくわなに誘導する等、考慮しなければならない。また、ゲート（誘引扉）を閉じるためのワイヤー等は、鳥獣に動きを察知されないように設置しなければならない。

3. 3. 3 見回り

3. 2. 3 と同じ。

3. 3. 4 誘引

3. 1. 4 と同じ。

3. 3. 5 保定・止めさし

3. 1. 5 と同じ。

3. 3. 6 個体処理

3. 1. 6 と同じ。

3. 3. 7 わなの撤去

3. 1. 7 と同じ。

3. 4 通知装置及び自動捕獲装置

3. 4. 1 装置の設置

- (1) 装置の設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所へ設置しなければならない。

3. 4. 2 見回り

- (1) 不具合や誤作動等が発生していないかを確認しなければならない。
- (2) 不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。
- (3) 装置が適切に作動するか点検を適宜行わなくてはならない。
- (4) 電池やバッテリーの交換を定期的に行わなくてはならない。

3. 4. 3 装置の撤去

整地等を行い装置の撤去箇所を原形に復旧しなければならない。

第4 銃による捕獲編

4.1 誘引狙撃

4.1.1 場所の選定

狙撃箇所は、安全性（バックストップの確保等）、撃ちやすさ、獣道、鳥獣の警戒心等に配慮し選定しなければならない。

4.1.2 誘引

- (1) 餌の種類、誘引時期は、餌資源、農作物、積雪等の地域ごとに異なる条件を踏まえて、効果的な方法を検討すること。
- (2) 見回りによる誘引餌の採食状況、足跡等の痕跡の確認等により、誘引状況の確認を行わなければならない。
- (3) 誘引が不調の場合には、定期的に古い餌を取り除き、新しい餌を補給しなければならない。
- (4) 餌が無くならないように常に補給を行わなければならない。
- (5) 餌を給餌箇所に運搬する場合は、路面にまき散らさないようにすること。
- (6) (3)を行っても誘引が不調の場合は、新たな誘引場所を検討すること。

4.1.3 捕獲

- (1) 警察機関等による指導を十分に踏まえ、銃の取り扱い等の安全対策には十分に配慮しなければならない。
- (2) 捕獲作業は、出没頻度が高く捕獲に適した時間帯を考慮して行わなければならない。
- (3) 捕獲作業は、狙撃開始後（1～3日後）にインターバル（狙撃中断期間）をもうけることで誘引力が回復する可能性を考慮して行わなければならない。ただし、効率性があがっても総数増に結び付くわけではないため、総合的に考慮しなければならない。
- (4) 捕獲作業は、対象路線を巡回し、関係者以外の者がいないことを確認した上で実施すること。
- (5) 捕獲作業は、車両で林道等を移動し、停止後、車両の内外から狙撃すること。
- (6) 弹倉の着脱、薬室への弾の出し入れは矢先を車外に出して行わなければならない。
- (7) 狙撃体制解除の際は銃に安全装置をかけること。または、ボルトをあげる処置をとらなければならない。
- (8) 林業機械や燃料等の機材の保護に配慮するとともに、土場等の木材はバックストップとしてはならない。
- (9) 捕獲作業は、視界が確保できる状況で行うように努めること。また、霧や地

吹雪等で 周囲の視界確保が困難な場合は、作業を一時中断するなど、安全な状況での作業に努めること。

- (10) 捕獲作業は、常に安全に作業が行える状態を保つよう、銃の日常管理を適切に行うとともに、第三者や従事者の安全確保及び事故防止に努めること。
- (11) 捕獲作業の実施にあたっては、道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように努めること。
- (12) 捕獲作業終了後、速やかに捕獲実績等を監督職員に報告しなければならない。

4. 1. 4 実施体制

- (1) 捕獲作業は、実施当日の実施体制、緊急連絡体制図等を作成し、事業従事者全員がそれぞれの役割を把握できるようミーティング等で十分確認した上で実施すること。
- (2) 捕獲を実施する際は、関係者以外が入林しないよう林道等の入口や分岐等、各要所に監視人を配置しなければならない。
- (3) 現場の状況により、特別な安全措置が必要な場合は、監督職員と協議の上、必要な措置をとること。
- (4) 捕獲作業は、射撃手、運転手、助手（記録兼連絡係）の3名体制を基本とした狙撃班が実施すること。
- (5) 捕獲作業には、事業管理責任者が作業に加わる、若しくは立合うこと。
- (6) 捕獲作業時は、狙撃班の他に回収班を一組編成しなければならない。

4. 1. 5 個体処理

- (1) 個体は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により捕獲場所に放置してはならない。
- (2) 集合埋設する場合は、所定の場所に埋設すること。この場合の埋設箇所は委託者と協議のうえ決定すること。
- (3) 林内埋設及び集合埋設のための埋設穴設置に係る手続き及び掘削・埋め戻しについては、受託者が準備し施工すること。
- (4) 食肉加工業者等の負担により、食肉加工場等での施設処理を希望する場合は、監督職員から承諾を得た上で実施すること。また、関係法令等を遵守するなど適正な措置を講じて実施するとともに、委託者から食肉利用の実態等について問い合わせをした場合には情報を提供すること。なお、食肉加工業者等からの対価は受け取ってはならない。
- (5) 捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性に留意し、捕獲個体の処理作業時は、適した服装で行うこと。
- (6) 個体の回収は、捕獲後速やかに実施しなければならない。
- (7) 多数の個体を捕獲できた場合に備え、回収班の機動的な運用も考慮しなければならない。

4. 2 忍び猟

4. 2. 1 場所の選定

4. 1. 1 に同じ。

4. 2. 2 誘引

4. 1. 2 に同じ。

4. 2. 3 捕獲

- (1) 警察機関等による指導を十分に踏まえ、銃の取り扱い等の安全対策には十分に配慮しなければならない。
- (2) 捕獲作業は、出没頻度が高く捕獲に適した時間帯を考慮して行わなければならない。
- (3) 狙撃体制解除の際は銃に安全装置をかけること。または、ボルトをあげる処置をとらなければならない。
- (4) 林業機械や燃料等の機材の保護に配慮するとともに、土場等の木材はバックストップとしてはならない。
- (5) 捕獲作業は、視界が確保できる状況で行うように努めること。また、霧や地吹雪等で周囲の視界確保が困難な場合は、作業を一時中断するなど、安全な状況での作業に努めること。
- (6) 捕獲作業は、常に安全に作業が行える状態を保つよう、銃の日常管理を適切に行うとともに、第三者や従事者の安全確保及び事故防止に努めること。
- (7) 捕獲作業の実施にあたっては、道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように努めること。
- (8) 捕獲作業終了後、速やかに捕獲実績等を監督職員に報告しなければならない。

4. 2. 4 実施体制

4. 1. 4 に同じ。

4. 2. 5 個体処理

4. 1. 5 に同じ。

第5 調査編

5. 1 カメラトラップ調査

カメラトラップ調査は、原則として以下の通り実施するものとする。

- (1) 動物の生息密度の把握を目的とした調査の場合は、別記の A のとおり、実施するものとする。
- (2) 特定の場所への出没状況(わなへの誘引など)を把握することが目的の簡易な現地調査（準備費に計上されるもの）である場合は、別記の B のとおり、実施するものとする。

(3) 動物の生息状況の把握を目的とした調査の場合 ((1)により難い場合) は、別記の C のとおり、実施するものとする。

5. 1. 1 設置に当たっての留意事項

- (1) 自動撮影カメラの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所に設置しなければならない。
- (3) 撮影場所が適切に写るよう、方向、角度及び障害物に注意して設置しなければならない。
- (4) 自動撮影カメラに日光が当たらないように注意しなければならない。
- (5) 自動撮影カメラが動かないように、杭や木の幹等にしっかりと固定しなければならない。
- (6) 自動撮影カメラの設置後に、撮影範囲等の設定を確認しなければならない。
- (7) 自動撮影カメラの設置後に、試し撮りを行い、正常に撮影できることを確認しなければならない。

5. 1. 2 見回り

- (1) 装置が適切に作動しているか点検し、不具合や誤作動等が見受けられた場合は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。
- (2) 必要に応じて記録媒体及び電池やバッテリーの交換を定期的に行わなければならない。

5. 1. 3 データの整理及び分析・考察

別記の A 又は C による調査を実施する場合は、以下の通りデータの整理及び分析を実施するものとする。

- (1) 回収したデータは、多地点・多年度の分析が可能となるよう整理しなければならない。
- (2) 結果を取りまとめの上、調査目的に応じて分析・考察をしなければならない。

A 動物の生息密度の把握

- ① 捕獲の直接的な影響を受けない箇所において、1 km²(=100ha)に12台以上の自動撮影カメラ(以下「カメラ」という。)をランダムに設置する。この際、カメラとカメラの距離は300m以上(設置が困難な場合は200m以上)確保する。
- ② カメラ機種、カメラ設置地点名、設置位置(緯度経度)、設置高、有効撮影面積をカメラ情報野帳※¹に記録する。カメラの設置状況をチェックシート※¹で確認する。
- ③ 解像度は、画素数及び1枚当たりのデータ容量を抑えるため、500万画素程度の低解像度とする。
- ④ 撮影は、5分間隔のタイムラプスモードでの静止画とする(センサー モードは用いない)。設定ミス(センサー モードや動画も同時に撮影される等)がないよう試験撮影を行う。
- ⑤ 撮影期間は1ヵ月以上とする。この間、必要に応じ、電池やSDカードを交換する。
- ⑥ 撮影画像を回収後、AI画像解析ソフトにより動物が写っている可能性のある画像を抽出・目視判定した上で、出力された表計算ファイル※¹に列を追加し、獣種等※²、有効撮影範囲の内側と外側の別、雌雄別の頭数を記録する。
- ⑦ ⑥で目視判定した頭数をカメラごとに合計し、対応するカメラの有効撮影面積及び撮影回数で割ることにより、カメラごとの生息密度を計算する。カメラごとの生息密度を平均することにより、調査地の生息密度を計算する(生息密度計算表参照※¹)。
- ⑧ 撮影画像、AI画像解析ソフトにより抽出した画像、表計算ファイルは、カメラ設置地点名を名称とするフォルダに保存・蓄積する。

B 特定の場所への出没状況(わなへの誘引など)の把握

- ① わな等の目的物及びの周辺が写る位置・角度にカメラを設置する。
- ② 解像度は2400万画素程度の高解像度とする。
- ③ 撮影は、センサー(検知)モードでの静止画及び動画とし、検知した際の撮影枚数は3枚とし、これと同時に30秒程度の動画を撮影する。また、1分間のディレイ(撮影した後に再検知するまでの時間)を設定する。
- ④ 撮影画像・動画から誘引状況を把握する。

C 動物の生息状況の把握(Aの代替手段)

- ① 動物の出現頻度(多寡・増減の傾向)の把握したい場所にカメラを設置する。
- ② カメラの機種、カメラ設置地点名、設置位置(緯度経度)、設置高、有効撮影面積をカメラ情報野帳※¹に記録する。
- ③ 解像度は500~800万画素程度とする。

- ④ 撮影はセンサーモードでの静止画とする。検知した際の撮影枚数は3枚とする。撮影直後に同一動物を再検知することができないよう10分間のディレイを設定する。
- ⑤ 撮影画像を回収後、AI画像解析ソフトにより動物が写っている可能性のある画像を抽出・目視判定した上で、出力された表計算ファイル※¹に列を追加し、獣種等※²、有効撮影範囲の内側と外側の別、雌雄別の頭数を記録する。
- ⑥ 上記⑤で目視判定した頭数を延べカメラ設置日数で割ることにより、撮影頻度指標(RAI)※³を計算する(撮影頻度指標計算表参照※¹)。
- ⑦ 撮影画像、AI画像解析ソフトで抽出した画像、表計算ファイルは、カメラ設置地点名を名称とするフォルダに保存・蓄積する。

※1：別途指示する。

※2：シカ、クマ、イノシシ、カモシカ、サル、ノウサギ、ノネズミ、タヌキ、キツネ、アナグマ、テン、イタチ、オコジョ、リス、ムササビ、ハクビシン、アライグマ、キヨン、ヌートリア、ミンク、その他哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、不明

※3：撮影頻度の多寡や時期比較により、動物の多寡・増減の傾向を知ることが可能。ただし、カメラの機種や撮影箇所の条件の違いによりセンサーの検知能力が影響を受けることから、生息密度の把握には原則としてAを用いるものとする。

別紙様式

契約名 _____

処分を依頼した鳥獣の受領 証明書

鳥獣の受領日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(捕獲事業受託者名)

_____ 様

下記の事項について相違ありません。併せて、本事業で捕獲した鳥獣で、鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）の支援を受けないことを宣誓します。

記

1 処分の依頼を受けた鳥獣を合計 _____ 頭 受領しました。

(確認者所属)

(確認者名)

※ 捕獲事業受託者は、日報とともに本証明書を整理し、森林管理署長等に提出すること。

(別添)

※ 委託者は、最新の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知）を添付する。